

官報

号外

昭和二十七年五月十五日

○第十三回衆議院會議録第四十二号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)

議事日程 第四十一号

午後一時開議

第一 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

破壊活動防止法案(内閣提出)

公安調査庁設置法案(内閣提出)

公安審査委員会設置法案(内閣提出)

午後三時三十二分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 参議院から、内閣提出、簡易生命保険法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月十四日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治殿

(小字及び一は参議院修正)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

●附則

1 この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。但し、次項から第四項までの規定は、昭和二十七年六月一日から施行する。

2 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

3 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約について拂い込むべき保険料は、保険約款の定めるところにより、その取立を停止することができ

4 前項の規定により取立を停止した保険料は、当該保険契約について保険金又は還付金を支拂う場合において、支拂金額から控除する。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第一 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事野村専太郎君。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「第十五條」を「第十四條」に改め、同條第六号中「交付金」を「普通交付金」に改め、同條第七号を次のように改める。

七 單位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とするべき部分を除いて算定した各測定單位の單位当りの費用(当該測定單位の教値につき第十三條第一項の規定の適用があるもの

については、当該規定を適用した後の測定單位の單位当りの費用)で、普通交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單位の教値に乘すべきものをいう。

第三條に次の一項を加える。

5 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

第四條第三号中「又は第十九條」を「、第十五條、第十九條又は第二十條の二」に改め、同條第五号中「第十九條第四項」を「第十九條第五項(第二十條の二第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五條第一項及び第二項中「基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料」の下に、特別交付金の額の算定に用いる資料を加え、同條第五項中「以下同じ。」「を以下「関係行政機関」という。に改める。

第六條の見出しを「(交付金の種類及び總額の決定)」に改め、同條第一項中「交付金」を「普通交付金」に改め、同項を同條第二項とし、同條第二項中「第五條」を「前條」に、「第七條」を「次條」に改め、同項を同條第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同條に第三項として次の一項を加える。

3 毎年度分として交付すべき特別交付金の總額は、普通交付金の總額の九十二分の八に相当する額とする。

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議録第四十二号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

第六條第一項として次の一項を加える。
交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

第十條の見出しを「普通交付金の額の算定」に改め、同條第一項及び第二項中「交付金」を「普通交付金」に改め、同條第三項及び第四項中「交

付金の額」を「普通交付金の額」に改める。
第十二條の見出しを「測定單位及び單位費用」に改め、同條第一項中

「経費の測定單位」の下に「及び測定單位ごとの單位費用」を加え、同項中「中欄」を「経費の種類」の欄に、

「その下欄」を「その測定單位の欄及び單位費用の欄」に改め、同項の表を次のように改める。

七七〇

地方団体の種類	経費の種類	測定單位	單位費用
道府県	一 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 二〇〇
	1 道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき 二〇〇
	2 橋りよりの費	河川の延長	一メートルにつき 一九〇
	3 河川費	港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき 六〇
	4 港湾費	人口	一人につき 一〇〇
	5 その他の土木費	面積	一平方キロメートルにつき 三、七〇〇
	二 教育費	児童数	一人につき 一、九〇〇
	1 小学校費	学級数	一学級につき 九〇〇
	2 中学校費	学級数	一学級につき 二、二〇〇
	3 高等学校費	学級数	一学級につき 三、六〇〇
市町村	3 高等学校費	生徒数	一人につき 一、三〇〇
	4 その他の教育費	人口	一人につき 六、八〇〇
	三 厚生労働費	人口	一人につき 二、六〇〇
	1 社会福祉費	人口	一人につき 九、五〇〇
	2 衛生費	人口	一人につき 九、五〇〇
	3 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 二、八〇〇
	四 産業経済費	失業者数	一人につき 二、八〇〇
	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 三、八〇〇
	2 林野行政費	農業(畜産業を含む)の従業者数	一人につき 八、〇〇〇
	3 水産行政費	民有林野の面積	一町歩につき 五、六〇〇
六 戦災復興費	4 商工行政費	水産業の従業者数	一人につき 三、四〇〇
	5 戦災復興費	商工業の従業者数	一人につき 二、三〇〇
	六 その他の行政費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 三〇〇

道府県	七 公債費	徴税費	千円につき 八、八〇〇
	2 その他の諸費	人口	一人につき 三、三〇〇
	一 警察消防費	道府県税の税額	還金
	1 警察費	人口	一人につき 二、四〇〇
	2 消防費	人口	一人につき 一、五〇〇
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 四、九〇〇
	1 道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき 六、九〇〇
	2 橋りよりの費	港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき 六〇
	3 港湾費	人口	一人につき 一、二〇〇
	4 都市計画費	人口	一人につき 一、二〇〇
市町村	5 その他の土木費	人口	一人につき 五、七〇〇
	三 教育費	児童数	一人につき 四、四〇〇
	1 小学校費	学級数	一学級につき 六、四〇〇
	2 中学校費	学級数	一学級につき 七、八〇〇
	3 高等学校費	学級数	一学級につき 九、九〇〇
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 二、九〇〇
	五 産業経済費	人口	一人につき 二、八〇〇
	六 戦災復興費	人口	一人につき 三、七〇〇
	七 その他の行政費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 三〇〇

- 1 徴税費
- 2 戸籍事務費
- 3 その他の諸費

市町村税の税額
本籍人口
人口

千円につき
一人につき
一人につき

入公債費
入公債費
入公債費

入公債費
入公債費
入公債費

災害復旧事業費及び防
空関係事業費の財源に
充てた地方債の元利償
還金

一円につき
一円につき
一円につき

第十二條第二項中「規則」を「この法律」に改め、同條に次の一項を加える。

3 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由に因つて第一項の單位費用を変更する必要がある場合においては、国会の閉会中であるに限り、規則で同項の單位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第十三條を次のように改める。

(測定單位の數値の補正)

第十三條 面積、高等学校の生徒數、道府県税又は市町村税の税額その他の測定單位で、そのうちに種別があり、且つ、その種別ごとに單位当りの費用に差があるものについては、この法律で定める方法により、その種別ごとの單位當りの費用の差に應じ当該測定單位の數値を補正することができる。

2 前條第二項及び前項の規定によつて算定された測定單位の數値は、地方団体ごとに、当該測定單位につき左の各号に掲げる事項を基礎としてこの法律で定める方法により算定した補正係數を乗じて補正するものとする。

一 人口、小学校の児童數その他測定單位の數値の多少による段階

二 人口密度、自動車一台當りの道路の延長、工場事業場一所當りの工場事業場労働者數、納税義務者又は特別徴収義務者一人當りの税額その他これらに類するもの

三 測定單位の數値の所属する市町村の態容
四 寒冷度及び積雪度
第十四條を削り、第十五條第一項中「規則」を「この法律」に改め、同條を第十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(特別交付金の額の算定)

第十五條 特別交付金は、第十一條に規定する基準財政需要額の算定方法によつては補正されなかつた特別の財政需要があること、前條の規定によつて算定された基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることに因り、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の割一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付金の額が財政需要に比して過小であると認められる地方団体に対して、規則で定め

めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 委員会は、特別交付金の額を遅くとも毎年二月末日までに決定しなければならない。但し、交付金の總額の増加その他特別の事由がある場合においては、二月末日以後において、特別交付金の額を決定し、又は既に決定した特別交付

交付時期		交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	九月及び十一月	前年度の当該地方団体に對する普通交付金の額に當該年度の交付金の總額の前年度の交付金の總額に對する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相當する額
九月及び十一月	四月及び六月	當該年度において交付すべき當該地方団体に對する普通交付金の額から四月及び六月に交付した普通交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相當する額
二	月	特別交付金の全額

第十七條の次に次の一條を加える。

(国税に関する書類の閲覧又は記

録)

第十七條の二 都道府県知事が前條第一項の規定により市町村に對し交付すべき交付金の額を算定する場合において、市町村に係る第十四條の基準財政収入額を算定するため、政府に對し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する吏

金の額を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により特別交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを當該地方団体に通知しなければならない。第十六條第一項中「地方団体の種類ごとに」を削り、同項中「中欄」を「上欄」に改め、同項の表を次のように改める。

すべき額が交付すべき交付金の額をこえるときはこれを「に」改める。

第二十條第一項中「第十條第三項及び第四項の下に」、第十五條第二項及び第三項を加え、同條第二項中「第十條第三項、」の下に「第十五條第二項、」を加える。
第二十條の次に次の二條を加える。

(関係行政機関の勧告等)

第二十條の二 関係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、當該地方団体に對し、これを備へるべき旨の勧告をすることが出来る。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ委員会に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、委員会に對し、當該地方団体に對し交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 委員会は、前項の請求があつた

案も、本制度運用の既往の実績にかんがみ、かつ本制度の本旨に一層即応するため、交付金の配分や基準財政需要額の算定を合理的かつ適切ならしめ、本制度の運用上その機能の全きを期するものでもありますので、個々の改正案については多くの異論はなかつたのであります。従つて、本案の所期する目的及び改正の趣旨は一応これを了承するも、なお本制度がその効果を十分に発揮して地方財政の安定を期するためには、ひとり本法に規律する個々の技術的諸点に改正を加えるのみにとどまらず、地方財政の現状に即応して、地方財源の不足を十分に補ひ得るだけの交付金総額が確保せられなければならないということが強調せられるとともに、地方行政費中に大きな割合を占める義務教育費と平衡交付金制度との関係や、また交付金の返還制度の運用上、中央政府の地方自治に対する侵害が起りはせぬかというような問題が論議されたのであります。これらの詳細は会議録についてごらんを願うことといたします。

かくて、五月十三日質疑を終了、討論に入り、大泉委員は自由党を、床次委員は改進黨を、門司委員は日本社会党を、八百板委員は日本社会党第二十区支部をそれぞれ代表して賛成意見を述べられ、立花委員は日本共産党を代表して反対の意を表せられました。翌十四日の採決に付し、賛成多数をもつて可決と決定されたのであります。

次いで、この際、自由党及び改進黨

の両党共同提案により、本法案に附帯決議を付すべき旨の動議がなされたのであります。その内容は次の通りであります。

一、政府は地方財政平衡交付金の総額決定の基礎たる基準財政需要額及び基準財政収入額の算定にあつては、十分経済の推移と地方の実情に即してこれを行い、もつて所要交付金額を確保し、将来再び地方財政に不当な圧迫を加え、または欠陥を生ぜしめるがごときことを期すること。

二、政府はすみやかに義務教育実施のため必要とする施設内容の基準を規定する法律を提出し、もつて義務教育費の確保に資すること。

三、特別交付金の算定配分については、できる限り客観的基準によりこれを決定するよう努力すること。

この動議は、採決の結果、賛成多数をもつてこれを付すべきものと決定いたしました。

かくて、本法案は、右の附帯決議を付して原案通り可決すべきものと決定せられた次第であります。

右報告をいたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

破壊活動防止法案(内閣提出)

公安調査庁設置法案(内閣提出)

公安審査委員会設置法案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、右三案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長佐藤昌三君。

破壊活動防止法案

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 破壊的団体の規制(第四條—第九條)
- 第三章 破壊的団体の規制の手續(第十條—第二十五條)
- 第四章 調査(第二十六條—第三十三條)
- 第五章 雑則(第三十四條—第三十六條)
- 第六章 罰則(第三十七條—第四十三條)
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めることと、かかる破壊活動に關する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄與することを目的とする。

(規制の基礎)

第二條 この法律による規制及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要且つ相當な限度においてのみ行ふべきであつて、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と權利を、不当に制限するようないことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようないことがあつてはならない。

(定義)

第三條 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、左に掲げる行為をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條(内乱)、第七十八條(内乱の予備)、第七十九條(内乱の幇助)又は第七十九條(内乱等の幇助)に規定する行為をなすこと。
- ロ この号イに規定する行為の教唆若しくはせん動をなし、又はこの号イに規定する行為

の実現を容許ならしめるため、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図面を印刷し、頒布し、公然掲示し、若しくは頒布し若しくは公然掲示する目的をもつて所持すること。

二 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左に掲げる行為の一をなすこと。

イ 刑法第六十六條(騒擾)に規定する行為

ロ 刑法第八八條(現住建造物放火)又は同法第九九條第一項(非現住建造物放火)に規定する行為

ハ 刑法第七十七條第一項前段(激発物破損)に規定する行為

ニ 刑法第二百五條(汽車、電車等往來危険)に規定する行為

ホ 刑法第二百六十六條第一項又は第二項(汽車、電車等の顛覆等)に規定する行為

ヘ 刑法第九十九條(殺人)に規定する行為

ト 刑法第二百三十六條第一項(強盗)に規定する行為

チ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一條(爆発物使用)に規定する行為

リ 檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、

凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條（公務執行妨害、職務強要）に規定する行為

2 この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。但し、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに對して、この法律による規制を行うことが出来るものとする。

第二章 破壊的団体の規制

（団体の制限）

第四條 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に對して、当該団体が継続又は反覆して將來さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つ明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとときは、左に掲げる処分を行うことが出来る。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相當な限度をこえてはならない。

一 当該暴力主義的破壊活動が集團示威運動、集團行進又は公開の集會において行われたものである場合には、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集團示威運動、集團行進又は公開の集會を行うことを禁止すること。

二 当該暴力主義的破壊活動が機關誌紙（団体がその目的、主

義、方針等を主張し、通報し、通達し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう）によつて行われたものである場合には、六月をこえない期間を定めて、当該機關誌紙を続けて印刷し、頒布し、又は頒布する目的をもつて所持することを禁止すること。

三 六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に關與した特定の役員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問はず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。

2 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役員又は構成員として、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。但し、第一項第三号の処分が効力を生じた場合において、当該役員又は構成員が当該処分の効力に關する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限でない。

（脱法行為の禁止）

第五條 前條第一項の処分を受けた団体の役員又は構成員は、いかなる名義においても、同條第二項の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

（解散の指定）

第六條 公安審査委員会は、左に掲げる団体に對して、解散の指定を行うことができる。但し、当該団体が継続又は反覆して將來さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つ明らかなおそれがある

と認めるに足りる十分な理由があり、且つ、第四條第一項の処分によつては、そのおそれを有効に除去することができないと認められる場合に限り。

一 団体の活動として第三條第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体

二 団体の活動として第三條第一項第二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し、若しくはせん動して、これを行わせた団体

三 第四條第一項の処分を受け、さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体

（団体のためにする行為の禁止）

第七條 前條の処分が効力を生じた後は、当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。但し、その処分の効力に關する訴訟又は当該団体の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行為は、この限でない。

（脱法行為の禁止）

第八條 前條に規定する者は、いかなる名義においても、同條の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

（財産の整理）

第九條 法人について、第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないときは、その法人は、その財産を整理しなければならない。

第十條 第四條第一項及び第六條の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行ふ。

は、解散する。

2 第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めることのできないことが確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産を整理しなければならない。

3 前項の財産整理が終了したときは、当該団体の役員であつた者は、そのてん末を公安調査庁長官に届け出なければならない。

第三章 破壊的団体の規制の手続

（処分の請求）

第十條 第四條第一項及び第六條の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行ふ。

（通知）

第十一條 公安調査庁長官は、前條の請求をしよとするときは、あらかじめ、当該団体が事件につき弁明をなすべき期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に對し、処分の請求をしよとする事由の要旨並びに弁明の期日及び場所を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行ふ。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れていないときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送付しなければならない。

第十二條 前條第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができる。

第十三條 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内を限り、弁明の期日に出頭して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員（以下「審理官」という。）に對し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。

第十四條 当該団体は、五人以内の立会人を選任することができる。2 当該団体が立会人を選任したときは、公安調査庁長官にその氏名を届け出なければならない。

3 弁明の期日には、立会人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴することができる。

4 審理官は、前項に規定する者が審理を妨げる行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

（不必要な証拠）

第十五條 第十三條の規定により提出された証拠であつても、審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない。但し、審理官は、当該団体の公正且つ十分な審理を受ける権利を不当に制限するようないことがあつてはならない。

（調書）

第十六條 審理官は、弁明の期日における経過について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書については、第十三

條の規定により出頭した者に意見を述べた機会を與へ、意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならぬ。

請求の内容を通知しなければならぬ。

（決定の方式）
第二十二條 決定は、文書をもつて行ひ、且つ、理由を附して、委員長及び決定に關與した委員がこれに署名押印をしなければならぬ。

（処分の手続に關する細則）
第二十五條 この章に規定するものを除く外、公安審査委員会における手続に關する細則は、公安審査委員会の規則で定める。

（物件の保管）
第三十一條 公安調査官は、前條の規定により領置した物件のうち、運搬又は保管に不便な物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

（物件の還付）
第三十二條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち、留置の必要ない物件は、提出者に還付しなければならぬ。

（調書等の謄本の交付）
第十七條 審理官は、当該団体から請求があつたときは、調書及び取り調べた証拠書類の謄本各一通をこれに交付しなければならぬ。

（決定の通知及び公示）
第二十三條 決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならぬ。

（公安調査官の調査権）
第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることが出来る。

（物件の領置）
第三十條 公安調査官は、關係人又は参考人が任意に提出した物件を領置することができる。この場合に

（裁判の公示）
第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取

（物件の還付）
第三十二條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち、留置の必要ない物件は、提出者に還付しなければならぬ。

（処分請求をしない旨の通知）
第十八條 公安調査庁長官は、第十一條第一項の通知をした事件について、第十條の請求をしないものと決定したときは、すみやかに、当該団体に對しその旨を通知するとともに、これを官報で公示しなければならぬ。

（決定の効力発生時期）
第二十四條 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

（公安調査官の調査権）
第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることが出来る。

（物件の領置）
第三十條 公安調査官は、關係人又は参考人が任意に提出した物件を領置することができる。この場合に

（裁判の公示）
第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取

（物件の還付）
第三十二條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち、留置の必要ない物件は、提出者に還付しなければならぬ。

（処分の請求の方式）
第十九條 第十條の請求は、請求の原因たる事実、第四條第一項又は第六條の処分を請求する旨その他公安審査委員会の規則で定める事項を記載した処分請求書を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

（決定の効力発生時期）
第二十四條 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

（公安調査官の調査権）
第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることが出来る。

（物件の領置）
第三十條 公安調査官は、關係人又は参考人が任意に提出した物件を領置することができる。この場合に

（裁判の公示）
第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取

（物件の還付）
第三十二條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち、留置の必要ない物件は、提出者に還付しなければならぬ。

（処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出した証拠で取り調べたもの及び第十六條に規定する調書を添附しなければならない。）
2 前項の請求の原因たる事実を証すべき証拠は、当該団体に意見を述べた機会が與えられたものでなければならぬ。

（決定の効力発生時期）
第二十四條 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

（公安調査官の調査権）
第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることが出来る。

（物件の領置）
第三十條 公安調査官は、關係人又は参考人が任意に提出した物件を領置することができる。この場合に

（裁判の公示）
第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取

（物件の還付）
第三十二條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち、留置の必要ない物件は、提出者に還付しなければならぬ。

（処分の請求の通知及び意見書）
第二十條 公安調査庁長官は、処分請求書を公安審査委員会に提出した場合には、当該団体に對し、その

（決定の効力発生時期）
第二十四條 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

（公安調査官の調査権）
第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることが出来る。

（物件の領置）
第三十條 公安調査官は、關係人又は参考人が任意に提出した物件を領置することができる。この場合に

（裁判の公示）
第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取

（物件の還付）
第三十二條 公安調査官は、第三十一條の規定により領置した物件のうち、留置の必要ない物件は、提出者に還付しなければならぬ。

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議録第四十二号 破壊活動防止法案外二件

り消されたときは、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならぬ。

(国会への報告)

第三十五條 法務総裁は、毎年一回、内閣総理大臣を経由して、国会に對し、この法律による団体規制の状況を報告しなければならない。

(施行細則)

第三十六條 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律の実施の手続その他その執行について必要な細則は、法務府令で定める。

第六章 罰則

(内乱の罪の教唆等)

第三十七條 刑法第七十七條の罪の教唆若しくはせん動をなした者は、七年以下の禁に処する。

2 刑法第七十八條若しくは第七十九條の罪の教唆若しくはせん動をなした者又は刑法第七十七條、第七十八條若しくは第七十九條の罪の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持した者は、五年以下の禁に処する。

3 前二項の罪を犯し、未だ暴動にならぬ前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

政治目的のための放火の罪の予備等)

第九十九條 第一項、第一百十七條第一項前段、第二百二十六條第一項若しくは第二項、第二百九十九條又は第二百三十六條第一項の罪の予備、陰謀、教唆又はせん動をなした者は、五年以下の懲役又は禁に処する。

(政治目的のための隠匿の罪の予備等)

第三十九條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため、左の各号の罪の予備、陰謀、教唆又はせん動をなした者は、三年以下の懲役又は禁に処する。

一 刑法第六六條の罪

二 刑法第二百二十五條の罪

三 檢察若しくは警察の職務を行ひ、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條の罪

(教唆)

第四十條 この法律に定める教唆の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行したときは、刑法總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。この場合において、その刑を比較し、重い刑をもつて処断する。

(団体のためにする行為の禁止違反の罪)

第四十一條 第七條又は第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(団体活動の制限処分の違反の罪)

第四十二條 第四條第二項又は第五條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪等)

3 この法律の施行前になした行為に對する前項第一号又は第二号に掲げる政令の罰則の適用については、なお従前の例による。

4 団体等規正令第四條の規定により解散した団体(解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第二十三條に規定する団体を含む)の財産で、この法律の施行前に国庫に帰属したものの管理及び処分(解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第十四條の規定に

よる債務の支拂を含む)並びにこれらに関する違反行為の処罰については、なお従前の例による。この場合において、解散団体財産売却理事會の事務は、法務総裁が行ふものとする。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中、「団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項並びに解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項」を並びに破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)の規定による破壊団体の規制に関する事項」に改める。

第八條第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

破壊活動防止法案に對する修正案
破壊活動防止法案に對する修正
破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

第一條中「かかる破壊活動」を「暴力主義的破壊活動」に改める。

第三條第一項第一号を次のように改める。

ロ この号に規定する行為の教唆又はせん動をなすこと。

ハ この号に規定する行為の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性又は必要性

を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、又は頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。

第三條第一項第二号中「同法を削る。

第四條第二項但書中「第一項」を「同項」に改める。

第六條中「左に掲げる団体に對して、解散の指定を行うことができ。但し、当該団体」を「左に掲げる団体」に、「認められる場合に限る。」を「認められるときは、当該団体に對して、解散の指定を行うことができる。」に改める。

第十五條中「審理官が不必要と認めるものは、」を「不必要なものは、」に改める。

第二十一條第一項中「公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調査並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行ひ、」を「前項の規定による審査の結果に基いて、」に改め、同項を第二項とし、第二項を第三項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

公安審査委員會は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調査並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行わなければならない。この場合においては、審査のため必要な取調をすることができる。

第三十七條第一項中「若しくは」を「又は」に改める。

附則第一項中「日本国との平和條約の最初の効力発生の日」と公布の日」に改める。

破壊活動防止法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

公安調査庁設置法案

公安調査庁設置法

目次

- 第一章 総則(第一條―第四條)
- 第二章 内部部局(第五條―第九條)
- 第三章 附屬機關(第十條)
- 第四章 地方支分部局(第十一條―第十三條)
- 第五章 職員(第十四條―第十七條)
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、公安調査庁の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 法務府の外局として、公安調査庁を設置する。

(任務)

第三條 公安調査庁は、公共の安全の確保に寄與することを目的とし、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分請求等に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

(権限)

第四條 公安調査庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基き命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 公安調査庁の公印を制定すること。
- 十三 破壊的団体の規制に関する調査を行うこと。
- 十四 公安審査委員会に対し、破壊的団体に対する処分の請求を行うこと。

第二章 内部部局

第五條 公安調査庁に、左の三部を置く。

(内部部局)

第一部 調査第一課

第二部 調査第二課

(特別な職)

第六條 公安調査庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(総務部の事務)

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生及び教養に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印を管理すること。
- 四 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 行政の考査及び監察を行うこと。
- 八 各部の所掌事務の連絡調整に関すること。

九 地方支分部局の一般的監督に関すること。

十 所掌事務に関する内外資料の収集、整理及び保管に関すること。

十一 所掌事務に関する一般的企圖及び法令の整備に関すること。

十二 破壊活動防止法の規定による審理及び処分の請求に関すること。

十三 前各号に掲げるものの外、公安調査庁の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に属しない事務

(調査第一課の事務)

第八條 調査第一課においては、破壊活動防止法第三條第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(調査第二課の事務)

第九條 調査第二課においては、破壊活動防止法第三條第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第三條 附屬機關

(公安調査庁研修所)

第十條 公安調査庁の職員に対し、職務上必要な訓練を行う機關として、公安調査庁長官の管理に属する公安調査庁研修所を置く。

2 公安調査庁研修所は、東京都に置く。

3 公安調査庁研修所の内部組織は、法務府令で定める。

第四章 地方支分部局

(設置)

第十一條 公安調査庁に、第八條及び第九條に規定する事務を分掌させるため、地方支分部局として、公安調査局及び地方公安調査局を置く。

(名称、位置及び管轄区域)

第十二條 公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、別表第一の通りとする。

2 別表第二上欄に記載する公安調査局の長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。

(内部組織)

第十三條 公安調査局及び地方公安調査局の内部組織は、法務府令で定める。

第五章 職員

(職員)

第十四條 公安調査庁に、長官及び次長の外、公安調査官その他所要の職員を置く。

2 公安調査官は、破壊的団体の規制に関する調査に従事するものとする。

3 公安調査庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第十五條 公安調査庁に置かれる職員は、別に法律で定める。

(駐在勤務)

第十六條 公安調査庁長官は、必要があるとき、公安調査官を、その勤務庁の所在する地以

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議録第四十二号 破壊活動防止法案外二件

外の地に駐在勤務させることができる。

(管轄区域以外の職務執行)

第十七條 公安調査局及び地方公安調査局に勤務する公安調査官は、必要があるとき、その勤務の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

附則

1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

別表第一

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東公安調査局	東京市	東京都
神奈川地方公安調査局	横浜市	神奈川県
埼玉地方公安調査局	浦和市	埼玉県
千葉地方公安調査局	千葉市	千葉県
茨城地方公安調査局	水戸市	茨城県
栃木地方公安調査局	宇都宮市	栃木県
群馬地方公安調査局	前橋市	群馬県
山梨地方公安調査局	甲府市	山梨県
長野地方公安調査局	長野市	長野県
新潟地方公安調査局	新潟市	新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府
京都地方公安調査局	京都市	京都府
兵庫地方公安調査局	神戸市	兵庫県
奈良地方公安調査局	奈良市	奈良県
滋賀地方公安調査局	大津市	滋賀県
和歌山地方公安調査局	和歌山市	和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県

2 法律府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「特別審査局」を削る。

第七條第三項を削る。

第十三條の十二を削り、第十三條の十一を第十三條の十二とし、第十三條の十の次に次の一條を加える。

第十三條の十一 公安調査庁につ

いては、公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

3 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表法務府の項中庁の欄に「公安調査庁」を加える。

4 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「四二、三四二八」を「四一、一九七九」に、「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会」に、「公安調査委員会」を「公安調査委員会」に、「公安調査庁」を「公安調査庁」に改める。

第二條第一項の表法務府の項中「四二、三四二八」を「四一、一九七九」に、「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会」に、「公安調査委員会」を「公安調査委員会」に、「公安調査庁」を「公安調査庁」に改める。

「人」を「一人」に、「四三、四八八」を「四四、〇五五八」に、合計の項中「八四二、六六八八」を「八四二、二三五八」に改める。

5 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「法務府特別審査局」を「公安調査庁」に改める。

6 この法律の施行の際、法務府特別審査局に勤務する職員は、特別の命令が発せられない限り、そのまま公安調査庁の職員となるものとする。

三重地方公安調査局	津市	三重県
静岡地方公安調査局	静岡市	静岡県
岐阜地方公安調査局	岐阜市	岐阜県
福井地方公安調査局	福井市	福井県
富山地方公安調査局	富山市	富山県
石川地方公安調査局	金沢市	石川県
中国公安調査局	広島市	広島県
山口地方公安調査局	山口市	山口県
岡山地方公安調査局	岡山市	岡山県
鳥取地方公安調査局	鳥取市	鳥取県
島根地方公安調査局	松江市	島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県
佐賀地方公安調査局	佐賀市	佐賀県
長崎地方公安調査局	長崎市	長崎県
大分地方公安調査局	大分市	大分県
熊本地方公安調査局	熊本市	熊本県
鹿児島地方公安調査局	鹿児島市	鹿児島県
宮崎地方公安調査局	宮崎市	宮崎県

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議錄第四十二号 破壊活動防止法案外二件

高知地方公安調査局	高知市	高知県
徳島地方公安調査局	徳島市	徳島県
愛媛地方公安調査局	松山市	愛媛県
四国公安調査局	高松市	香川県
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支庁管内
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支庁管内 留萌支庁管内 空知支庁管内のうち 空知郡のうち 雨龍郡 香江村
函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 渡島支庁管内 檜山支庁管内 後志支庁管内のうち 歌来郡 壽都郡 島牧郡 磯谷村
北海道公安調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局、旭川地方公安調査局、釧路地方公安調査局及び北見地方公安調査局の管轄区域を除いた区域
青森地方公安調査局	青森市	青森県
秋田地方公安調査局	秋田市	秋田県
岩手地方公安調査局	盛岡市	岩手県
山形地方公安調査局	山形市	山形県
福島地方公安調査局	福島市	福島県
東北公安調査局	仙台市	宮城県

別表第二

公安調査局	地方公安調査局
関東公安調査局	神奈川地方公安調査局 埼玉地方公安調査局 千葉地方公安調査局 茨城地方公安調査局 栃木地方公安調査局 群馬地方公安調査局 山梨地方公安調査局 長野地方公安調査局 新潟地方公安調査局 京都地方公安調査局 兵庫地方公安調査局 奈良地方公安調査局 滋賀地方公安調査局 和歌山地方公安調査局
近畿公安調査局	三重地方公安調査局 静岡地方公安調査局 岐阜地方公安調査局 福井地方公安調査局 富山地方公安調査局 石川地方公安調査局
中部公安調査局	山口地方公安調査局 岡山地方公安調査局 鳥取地方公安調査局 島根地方公安調査局
中国公安調査局	佐賀地方公安調査局

九州公安調査局	長崎地方公安調査局
	大分地方公安調査局
	熊本地方公安調査局
	鹿児島地方公安調査局
	宮崎地方公安調査局
東北公安調査局	福島地方公安調査局
	山形地方公安調査局
	岩手地方公安調査局
	秋田地方公安調査局

北海道公安調査局	青森地方公安調査局
	函館地方公安調査局
	旭川地方公安調査局
	釧路地方公安調査局
	北見地方公安調査局
四国公安調査局	愛媛地方公安調査局
	徳島地方公安調査局
	高知地方公安調査局

公安調査庁設置法案に対する修正
案
公安調査庁設置法案に対する修正

公安調査庁設置法案の一部を次の
ように修正する。

附則第四項中 公安審査委員会
公安調査庁
「司法試験管理委員会
公安審査委員会
公安調査庁
一〇人
一、七〇二人」

人
人
を
一、七二人」

一〇人
一、七〇二人」

公安調査庁設置法案(内閣提出)に關
する報告書

【最終号の附録に掲載】

公安審査委員会設置法案
公安審査委員会設置法案

第一條 破壊活動防止法(昭和二十
七年法律第 号)の規定により

公共の安全の確保に寄與するため
に行う破壊的団体の規制に關する
審査及び決定の事務をつかさどら
せるため、法務府の外局として、

公安審査委員会(以下「委員会」と
いう。)を設置する。

(権限)

第二條 委員会は、この法律に規定
する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。但し、そ
の権限の行使は、法律(これに基
く命令を含む。)に従つてなされな
ければならない。

一 予算の範圍内で所掌事務の遂
行に必要な支出負担行為をする
こと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の
遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な
事務所等を設置し、及び管理す
ること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な
事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。

六 委員会の公印を制定するこ
と。

七 暴力主義的破壊活動を行つた
団体に対して、活動制限の処分
を行うこと。

八 暴力主義的破壊活動を行つた
団体に対して、解散の指定を行
うこと。

九 前各号に掲げるものの外、法
律(これに基く命令を含む。)に
基き委員会に属せられた権限
(職権の行使)

第三條 委員会の委員長及び委員
は、独立してその職権を行う。

(組織)
第四條 委員会は、委員長及び委員
四人をもつて組織する。

第五條 委員長及び委員は、人格が
高潔であつて、団体の規制に關し
公正な判断をすることができ、且
つ、法律又は社会に關する學識經
験を有する者のうちから、兩議院
の同意を得て、法務總裁が任命す
る。

第六條 委員長又は委員の任期は、満了
し、又は欠員を生じた場合におい
て、国会の閉会又は衆議院の解散
のために兩議院の同意を得ること
ができないときは、法務總裁は、
前項の規定にかかわらず、人格が
高潔であつて、団体の規制に關し
公正な判断をすることができ、且
つ、法律又は社会に關する學識經
験を有する者のうちから、委員長
又は委員を任命することができる。

第七條 委員長及び委員は、左の各
号の一に該當する場合及び第九條
の場合を除いては、在任中、その
意に反して罷免されることがな
い。

第八條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第九條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第十條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第十一條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第十二條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第十三條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

を得なければならない。この場合
において、兩議院の事後の承認を
得られないときは、法務總裁は、
その委員長又は委員を罷免しなけ
ればならない。

第十四條 委員長及び委員の任命につ
いては、そのうちの三人以上が同一
の政党に屬する者となることとなつ
てはならない。

第十五條 委員長及び委員は、非常勤と
する。

(任期)
第十六條 委員長及び委員の任期は、
四年とする。但し、補欠の委員長
又は委員の任期は、前任者の残任
期間とする。

第十七條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第十八條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第十九條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第二十條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第二十一條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

第二十二條 委員長及び委員は、再任され
ることができ、

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第八條 法務総裁は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九條 法務総裁は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、阿諛院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

2 前項の規定は、政党所属關係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第十條 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(会議)

第十一條 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長長の決するところによる。

き、委員長長の決するところによる。

3 委員会は、第七條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員補佐)

第十二條 委員会に委員補佐三人を置く。

2 委員補佐は、委員長の命を受けて、委員会の審査及び決定に関する必要な事務をつかさどる。

3 委員補佐は、弁護士その他法律事務に学識経験を有する者のうちから、委員長が任命する。

4 委員補佐は、非常勤とする。

(規則の制定)

第十三條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審査委員会規則を制定することができ。

(委員会の職務)

第十四條 委員会の職務は、法務総裁官房においてつかさどる。

附 則

1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

2 第五條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

3 この法律の施行後最初に任命される委員のうち三人の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、法務総裁の定めるところにより、

それぞれ一年、二年及び三年とする。

4 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 公安審査委員会の職務に関する事項

第十三條の十を次のように改める。

第十三條の十 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一法務府の項中「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会」を「公安審査委員会」に改める。

6 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 公安審査委員会の委員長及び委員

公安審査委員会設置法案に対する修正案

公安審査委員会設置法案に対する修正案

公安審査委員会設置法案の一部を次のように修正する。

「法務総裁を内閣総理大臣」に改める。

第十四條を次のように改める。

(事務局)

第十四條 委員会に関する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4 委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

5 委員会の事務局の内部組織は、公安審査委員会規則で定める。

附則第四項中

「第九條第一項中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 公安審査委員会の職務に関する事項」を削る。

公安審査委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

○佐瀬昌三君 たいだいま議題となりました破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案の三案につきまして、政府の提案理由及び法務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

説明申し上げますと、現下国内においては、あるいは集団暴力により、あるいはゲリラ戦法により、警察、税務署等を襲撃して、放火、殺傷等の犯罪をあえてする活動がひんびんとして各地に行われているのであります。しかも、これら破壊活動の背後には、憲法及びそのもとに成立した政府を武装暴動によつて転覆することの正当性を主張し、あるいはその準備的訓練として、暴力の行使を煽動する不穏なる文書が組織的に配布せられているのであります。従つて、このような一連の事

犯は、広汎かつ秘密な組織団体によつて指導推進されているとの疑いを深めざるを得ないのであります。しかるに、わが国におきましては、このような暴力主義的破壊活動をあえてした団体に對しては、たといその団体自体がいかに危険なものであつても、手をこまねいて傍観せざるを得ない状態でありまして、すなわち治安確保の法制の上において、まことに警戒すべき空白状態が生じておるのであります。また、このような暴力主義的破壊活動に關する現行刑法等の処罰規定は決して十分ではないのであります。以上の理由から、一般国民の憲法上の基本的人権を侵さぬよう十分顧慮しつつ、しかも、かかる暴力主義的破壊活動をあえてする団体を規制するとともに、暴力主義的破壊活動をなした個人の処罰を補整せんがために本法案を提出した次第

第であるというのが、政府の提案理由の大意でございます。(拍手)

よつて、本三法案の内容について概略を御説明いたしますと、三法案の骨子は、一、団体として暴力主義的破壊活動をした団体に対する活動の制限、解散の行政的規制処分、二、暴力主義的破壊活動をした者に対する刑事上の処罰、三、規制をなすべき機関及びその手続を規定しているのとあります。

しからば、いわゆる暴力主義的破壊活動とは何を言うか、また団体とは何を意味するかという点であります。が、ここに暴力主義的破壊活動とは、刑法等に規定するところの、イ、内乱及びその予備、陰謀、幫助と、その教唆、扇動等、ロ、政治上の主義、施策を推進、支持し、またはこれに反対するためにする騒擾、放火、激発物破裂、汽車、電車転覆、往來妨害、殺人、強盗、爆発物使用、治安機関に対する職務執行妨害と、その予備、陰謀、教唆、扇動等の犯罪行為であります。また、本法にいう団体とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体、またはその連合体であります。さらに団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件を満たす場合には団体と同じ扱いを受けることになっているのであります。もちろん、団体活動を規制するものではありませんから、団体の意思決定に基かないものは団体の活動ではないのであります。

また、規制をなすには厳格な条件を必要としたし、規制の手続として、調査及び規制処分の請求は公安調査庁に、その審査決定は公安審査委員会に行わせることとしたし、規制処分の公正を期せんとしているのとあります。従つて、公安調査庁の行う調査には強制権は與えられておらず、当該団体の意見、弁解及び有利な証拠を提出することが認められておるのであります。

この公安調査庁は法務府の外局として設置せられ、現在の特別審査局は廃止されますが、その定員は、現在の千四百四十五人にさらに五百六十七人だけ増加されるのであります。なお公安審査委員会も法務府の外局として設置せられ、その委員長及び四名の委員は、衆参両院の同意を得て、法務総裁が任命することになつてゐるのであります。特に、以上のような調査及び規制をなすには、基本的人権を不当に制限することなく、また労働組合の団体の正当な活動を制限したり、これに不当な介入をすることがあつてはならない旨を明言し、規制の基準を明らかにしておるのであります。

さて、これらの三法案は、去る四月十七日法務委員会に付託され、一昨五月十三日まで、ほとんど連日質疑応答が行われ、本日討論採決を終つたのであります。その間二回にわたつて公聴会を開き、各界各層十八名の公聴人の意見を徴しました。

本法案は、基本的人権に関し、きわめて重要にしてかつ困難なる問題を包含しているだけに、質疑応答もきわめて詳細にわたつておるのであります。が、その審議の詳細は会議録に譲りまして、ここではその概要だけを御報告いたしますにとどめたいと存じます。

第一に、本法案の必要性及び目的等について、いやくも憲法の保障する人権の中でも最も重要な言論、結社等の基本権にかかわる事項の制限を含む立法は違憲ではないか、またかりに違憲でないとしても、必要やむを得ない場合に限るべきであるが、その必要なる理由、また本法案はかつての治安維持法の復活ではないか等の質疑に對しましては、政府より、いかなる自由権といへども絶対的のものではなく、常に公共の福祉によつて調整されなければならないものであつて、最高裁判所の憲法の解釈も同様であるとの答弁があり、治安維持法のごとく單に思想を取締るものではなくして、本法は外部に現れた重大犯罪を対象とするものであるとの答弁があつたのであります。

第二に、国家に対する抵抗権ないしは権力に対する正当防衛に関する質疑があり、政府よりは、これに對し、わが民主主義憲法は、個人の尊嚴の基礎に立ち、議會主義により、憲法その他の法律のもとに民主的政治を行うものである、従つて暴力革命は絶対に許さ

るべきものではなく、国家権力に対する正当防衛権を主張することは憲法否認である旨の答弁があつたのであります。

第三に、労働組合との関係であります。第二條に、労働組合の正当な活動を制限し、またはこれに介入することはないとあるが、正当な組合活動とは何か、本法案の労働運動に対する影響等の質疑に對しまして、政府より、第二條第二項は、立法政策上、本法案の趣旨を一層明確にし、労働団体等の危険を除くために規定したものであるが、労働組合それ自体として正当ならざる組合活動をしたものは今日までない、正当な組合運動とは法令に違反しない活動であり、正当な政治活動も許されている旨の答弁があつたのであります。

第四に、団体の規制を行政処分とした理由、特に解散は慎重な司法処分とすべきではないか等の質疑に對し、政府より、国家の治安の責任は行政府にあり、行政処分をもつて団体を解散することは他の法令にもその例多く、解散は刑罰ではないから、行政処分をもつてすることは憲法違反ではなく、事案の迅速な処理を必要とする団体の規制は、内閣の全責任をもつてすること、が最も妥当と考える、三權分立の建前から、これを司法処分とすることは行き過ぎである、規制を受けた団体は、裁判所に對し処分の取消しまたは変更

を求める道を開く等、人権保障に遺憾なき措置を講じている旨の答弁があつたのであります。

第五に、本法案の構成について、団体の規制と刑法の補正とを合せて一つの法律に規定することは適當ではない、運用の混淆を来し、人権を侵害するおそれはないか等の質疑に對しましては、政府より、刑法は恒久法であり、急に改正することは不可能であり、しかも現下緊急の事態に應じないのみならず、政治上の主義施策を支持または反対するため等、構成要件をしぼつてあるから、刑法中に規定することは必ずしも適當とは思はない、また調査については、公安調査庁が刑罰を必要とする捜査については司法警察職員が行うから運用の混淆はないが、遺憾なきを期したいとの旨の答弁があつたのであります。

第六に、公安審査委員会について、委員長及び委員を法務総裁の任命とするのは干渉のおそれがあり、不當ではないか、また委員会に独立の調査権を與えるべきではないか等の質疑に對し、政府より、委員は身分の保障があり、独立して準司法的事務を行い、法務総裁の干渉のおそれはない、行政簡素化の趣旨から大規模な委員会を設けず、証拠収集等の調査は一切公安調査庁が行い、審理の結果を調査にとり、これを関係人に示し、意見、弁解を述べ、十分公正な審査が盡

されるから、その上重ねて小さな委員会においてこれを繰返す必要は認められない、事件の迅速公正な処理のためには公安調査庁の資料で十分であると考える、しかし、公安審査委員会の調査権等については一考の余地はある旨の答弁があつたのであります。

第七に、本法案は破壊活動予防のため言論等の基本権を制限するものであるが、予防は危険である、過去の経験に徴しても、本法案の危険が大である、本法案は各所に濫用禁止の訓示規定があるが、その裏づけとなるべき濫用保障の制約規定を置くべきではないか等の質疑に対し、政府からは、公務員の職権濫用については刑法第九十三條以下に制裁規定があり、懲戒処分等の制度もあり、国家賠償法、行政訴訟による取消し等の救済の道もあるが、さらに法務総裁の十分な監督によつて、いやくも濫用のおそれのないよう万全の考慮を拂いたい旨の答弁があつたのであります。

かくして、五月十三日質疑打ち切りの動議が提出せられ、採決の結果、多数をもつてこの動議は成立いたしました。

次いで、十五日、自由党及び改進黨より本法案に対する修正案が提出されたのであります。

自由党の修正案の要旨を簡単に申し上げますと、破壊活動防止法案につきましても、第一に、公安審査委員会

は、原案によれば書面審理の方法をとつておるが、公安審査委員会には必要がある場合に職権をもつて必要な調査をすることができるよう修正し、団体の規制の手続を慎重にすることにいたしましたのであります。第二に、暴力主義的破壊活動の定義、団体に対する解散の指定等、不明確な点に所要の改正を加え、趣旨の明瞭を期し、その他施行期日等、字句の修正をしたものであります。

次に公安調査庁法案、公安審査委員会設置法案に対する修正について申し上げますと、破壊活動防止法案の修正によりまして、公安審査委員会に職権による必要な調査をする権能を認めましたので、庶務を、法務総裁官房でなく、単独の事務局を設けてつかさどらせることに改めんとするものであります。また公安審査委員会の委員長及び委員は、原案では法務総裁が任命することに改めんとするものであります。その職務の重要性にかんがみまして、内閣総理大臣が任命することに改めんとするものであります。

次に改進黨委員の修正案の要旨を申し上げますと、第一に、暴力主義的破壊活動及び罰則に関する規定中「せん動」及び「文書図画の所持」を削除する点であります。第二は、団体の規制は、検察官の請求により、裁判所において非訟事件手続として裁判するよう改めんとする等の点でございます。

さて、自由党、改進黨より右修正案に対する趣旨弁明があり、かくして討論に入りまして。自由党から、自由党の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、改進黨の修正案に反対、改進黨から、自由党修正案に反対、改進黨修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、日本社会党、共産党、社会党二十三控室及び社会民主党から、原案並びに阿修正案に反対、第三俱樂部から、自由党修正案に賛成、改進黨修正案に反対のそれぞれ討論がありました。

討論を終了いたし、採決の結果、改進黨提出の修正案は多数をもつて否決せられ、自由党提出の修正案及びこの修正部分を除く政府原案は三法案ともに多数をもつて可決せられたのであります。かくして、破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案の三法案は修正議決された次第であります。(拍手)

1. (拍手)

○副議長(岩本信行君) なお三案中、破壊活動防止法案に対しては、中村又一君外二名から成規により修正案が提出されております。この際修正案の趣旨弁明を許します。中村又一君。

破壊活動防止法案に対する修正案(中村又一君外二名提出)

破壊活動防止法案に対する修正

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

目次中(第二十六條―第三十三條)を(第二十六條―第三十二條)に、(第三十四條―第三十六條)を(第三十二條)に、(第三十七條―第四十三條)を(第三十三條―第三十八條)に改める。

第二條の見出しを(この法律の適用の基準)に、同條第一項中「この法律による規制及び規制のための調査は、」を「この法律は、」に、「行うべきであつて、」を「適用されるべきであつて、」に改め、同條第二項中「この法律による規制及び規制のための調査については、」を「この法律の適用にあつては、」に改める。

第三條第一項第一号中「若しくはせん動」を削り、「公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」を若しくは公然揭示すること。に改め、同項第二号中「検察」を「裁判、検察」に、「補助する者」を「補助する者又は」に改め、「又はこの法律の規定により調査に従事する者」を削り、同号又中「教唆又はせん動」を「又は教唆」に改める。

第四條第一項中「公安審査委員会」を「裁判所」に、同項第二号中「頒布し、又は頒布する目的をもつて所持する」を「又は頒布する」に、同條第二項但書中「当該処分に対する即時抗告」を「当該処分に対する即時抗告」に改める。

第六條の見出しを「(解散の命令)」に、同條中「公安審査委員会」を「裁判所」に、「解散の指定を行うことができる。」を「解散を命ずることができる。」に改める。

第七條但書中「その処分の効力に関する訴訟」を「その処分に対する即時抗告」に改める。

第九條を次のように改める。

(財産の整理)

第九條 第六條の処分が確定したときは、その法人は、解散する。

第六條の処分が確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産の整理をしなければならない。

第三章 次のように改める。

第三章 破壊的団体の規制の手続

(処分の請求)

第十條 第四條第一項及び第六條の処分は、検察官の請求があつた場合にのみ行う。

(管轄裁判所)

第十一條 第四條第一項及び第六條の処分に関する事件は、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

2 団体に主たる事務所のないときは、団体の代表者又は主幹者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 前二項の規定により管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所が指定した地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(処分の請求の方法)

第十二條 第十條の請求は、請求の原因たる事実、第四條第一項又は第六條の処分を請求する旨その他

最高裁判所の規則で定める事項を記載した処分請求書を裁判所に提出して行わなければならない。

2 処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠を添附しなければならない。

(通知)

第十三條 裁判所は、前條の請求があつたときは、審問の期日を定め、検察官に通知するとともに、その期日の七日前までに、当該団体に對し、処分請求書の謄本を添附してこれを通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行ふ。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送達しなければならない。

(審問公開の原則)

第十四條 前條第一項の審問は、公開して行わなければならない。但し、最高裁判所の規則の定める場合は、この限りでない。

(意見の陳述及び証拠の提出)

第十五條 検察官は、期日に出席して、裁判所に對し、陳述することができる。

2 当該団体の役員、構成員及び

代理人は、五人以内に限り、審問の期日に出席して、裁判所に對し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。

(不必要な証拠)

第十六條 前條の規定により提出された証拠であつても、裁判所が必要と認めるものは、取り調べないことができる。

(調書)

第十七條 裁判所書記官は、審問の期日における経過について調書を作らなければならない。

2 前項の調書については、第十五條の規定により出席した者に意見を述べる機会を與え、意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならない。

(調書等の謄本の交付)

第十八條 裁判所は、当該団体から請求があつたときは、調書及び取り調べた証拠書類の謄本各一通をこれに交付しなければならない。

(裁判)

第十九條 裁判所は、事件につき、左の區別に従い、決定をしなければならない。

- 一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
- 二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
- 三 処分の請求が理由があるとき

は、それぞれの処分を行う決定は、それぞれの処分を行う決定は、書面をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

(裁判の効力発生)

第二十條 裁判は、告知することによつて、その効力を生ずる。

(即時抗告)

第二十一條 団体及び検察官は、第十九條の決定に對し、即時抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、決定の告知があつた日から十日以内にしなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

(裁判の促進)

第二十二條 この法律に規定する事件については、裁判所は、他の事件の順序にかかわらず、すみやかに審理を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするようにつとめなければならない。

(裁判の公示)

第二十三條 裁判所は、第十九條の裁判が確定したときは、その決定の要旨を官報で公示しなければならない。

(非訟事件手続法の適用)

第二十四條 特別の定めがある場合を除いて、この法律に規定する裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法(明治三十一

年法律第十四号)第一編の規定を適用する。

(最高裁判所の規則)

第二十五條 この法律に定めるものの外、裁判の手続に關し必要な事項は、最高裁判所の規則で定める。

第二十六條を次のように改める。

(検察官等の調査権)

第二十六條 検察官又は檢察事務官(以下「検察官等」という)は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることができる。

第二十七條を削る。

第二十八條を第二十七條とし、同條中「公安調査庁」を「検察官」に改める。

第三十條から第三十三條まで中「公安調査官」を「検察官等」に改める。

第三十二條中「第三十條」を「第二十八條」に改める。

第二十九條を削り、第三十條を第二十八條とし、以下第三十三條まで二條ずつ繰り上げる。

第三十四條及び第三十六條を削り、第三十五條を第三十二條とする。

第三十七條中「若しくはせ、ん、動」を削り、同條第二項中「公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持した者」を「若しくは公然揭示した者」に改

め、同條を第三十三條とする。
第三十八條中「教唆又はせ、ん、動」を又は教唆に改め、同條を第三十四條とする。
第三十九條中「教唆又はせ、ん、動」を又は教唆に改め、同條第三号中「檢察」を「裁判、檢察」に「補助する者」を「補助する者又は」に改め、又はこの法律の規定により調査に従事する者」を削り、同條を第三十五條とし、以下第四十二條まで四條ずつ繰り上げる。
第四十三條を削る。
附則第一項中「日本國との平和條約の最初の効力発生の日」を「公布の日」に改める。
附則第五項中「第八條第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。」を「第五條第一項中「特別審査局」を削る。
第七條第一項第五号の次に次の一号を加え、同條第三項を削る。
六 破壊的団体の規制に關する事項
第八條第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。
第十三條の十及び第十三條の十二を削り、第十三條の十三及び第十三條の十四を二條ずつ繰り上げる。」に改める。
附則第五項の次に次の二項を加える。

6 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「うち一〇、九〇七人は、檢察庁の職員とする。」を「うち一二、〇五二人は、檢察庁の職員とする。」に改める。

7 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「法務府特別審査局」を「法務府検務局」に改める。

〔中村又一君登壇〕

○中村又一君 私は、改進黨を代表いたしまして、破壊活動防止法案に対する修正案を提案いたし、その理由を説明し、さらに公安調査庁設置法及び公安審査委員会設置法の制定を必要としないゆえんを申し述べたいと存じます。

願ひまするに、四月二十八日をもつて、わが國はいよいよ獨立を回復いたしました。が、今後国内治安対策のすこぶる重要なことは多言を要しないのであります。しかし、獨立を回復したわれ／＼には、拘束するものに講和條約と日米安全保障條約があるのほかに、だれはばかるところなく、是を是とする方針のもとに、法律案の取扱いのごときは善処すべきであると確信して疑われないのであります。そこで、お断りいたしておきます。

が、わが改進黨は、極右極左の団体に よる暴力主義的破壊活動に対する取締り法規の制定の必要はこれを認めるものであります。これは、今日の國際情勢下に置かれたわが國情の現実の姿から見まして、遺憾ながらやむを得ないことと申さなければなりません。しかしながら、かかる破壊活動に対する取締りには、檢察庁及び警察の機能並びに構成を充實強化することによつて対処することが最も効果的であり、系統立つたる筋道に立つものであり、巨たる國費を最も有効に役立たしむるものであることを確信して疑われないのであります。従ひまして、われ／＼の修正せんとする立場は、これを要約すれば次の通りであります。

公安審査委員会設置法及び公安調査庁設置法は制定しない。破壊活動防止法は制定するが、同法案を次のように修正する。

一、公安審査委員会とあるのを地方裁判所とし、公安調査庁長官とあるのを檢察官とする。不服申立てに對しては抗告の制度を設ける。

二、地方裁判所の裁判の構成及び処分の手続に関する細則は最高裁判所規則で定めるものとする。

三、法務府特別審査局を廃止するものとし、法務府設置法に所要の改正を行ふ。

四、以上に対応して檢察庁及び警察を充實するものとする。

五、警察機能と充實するならば、破壊活動防止法案中「せん動」「所持」等の字句を設ける必要を見ないと思ひます。従つて、この字句を削除するものであります。

これがわれ／＼の修正案の立脚する要旨であります。この観点に立ちまして、破壊活動防止法案を次のように修正せんとするものであります。その案文はここにありますが、長文でありますから、この朗誦は省略して記録につづることのお断りを願つておきます。

さて、この修正案につきまして諸君の御賛同を得るために、いささか説明を加えておきたいと思ひます。

われ／＼は、現内閣が昨年末この種の団体規制法律制定の必要を唱へ、いわゆる大綱案を幾つか発表せられまして、最後の木村案を政府原案としてわれわれ法務委員会に示されたのであります。が、これを検討して今日に至つたのであります。思うに、この法律くらしい無理があり、評判の悪い法律案は、私ども長い間に見聞したことがないほどの美情であつたのであります。

何ゆゑにかよつて評判が悪いのかといふことは、委員会における公聴会におきましても、皆様も御承知の通り、公述者二十人の中において、ほとんど全部が反対、反対しない者はこれの撤回の希望を述べ、わずかの人が修正賛成といふ公述をいたしたことによつても明

らかであります。これすなわち、真の意味の破壊活動を取締るために最も有効で、しかもまた基本的人権を不当に侵害しないように明確に規定するといふこの目的がこの法案に達成されていふといふ点であつたろうと思ひます。それは、従来の法務府の特別審査局の活動及びその性格に対する不信用という事実及び國民の感覚が多分にこの官庁を無用の存在といたしまして、これが今後の存続に理解を持たぬといふ点であらうと思ひます。木村法務總裁は、私としましては、個人的に最も尊敬を拂つておる人物の一人でありすが、その言動に對しまして、常に注目

を拂つておることも、もちろんであります。この木村法務總裁は、在野時代において、この特別審査局が國民に與へましたる感じをどのようにお考えになつておつたのであるか。最も大切なことは、在野時代のお考えを、そのままに在野を通じて持たせまして、一貫した大局的見地に立たれて事に對処せられんことを希望するのであります。

私どもは、ここに世論に聞き、また公聴会の公述に聞き、かつまた法務委員会において大いに論じ合ひました結果が――政府の答弁は、いたずらに取締りの必要を説くのみでありまして、何がゆゑに檢察庁及び警察のほうに公安調査庁とか公安審査委員会とかいふものの必要があるかを、私どもの

納得し得るまで合理的に説明することができなかつたのであります。ただ今日、占領下の遺物とでもいふべきところの特別審査局が存在するのを足がかりといたしまして、これが看板をとりかえ、拡大し、法務府は近く法務省となるのであります。これが外局として、より多くの人員と予算をもつて、なわ張り的な機構を打立てようとしておるのうに見られるのであります。すなわち、公安調査庁の幹部は、やはり現職の検事をもつて充てられておることによつて注目せなければならぬのであります。

かくのごとき政府の考えは、決して真に國を愛する者のとるべき態度ではないと私は考えます。行政改革を常に口にしたしておりますところの現政府が、無用の新官庁をここに設置せらるゝというところは、ほとんど言語道斷のやり方であると申し上げなければなりません。しかも檢察庁もありません。しかも檢察庁もありません。これをさておいて、強制調査権も持たせぬところの公安調査官なる、わけのわからぬ官職をつくり上げまして、この調査に基いて、団体で申しますと死刑とも申すべき解散を、同じ法務總裁の下にある公安審査委員会という小さな機関によつて決定せしむるというが、ごとき構想は、実に兇惡にも類したものでないを得ないのであります。

いかにも特別審査局の臭味をそのままに、現在の特審局をそのまま公安調査庁

にそつくりと持つて行くといふことを政府委員は常に答弁いたしておるのでありますが、真の意味の破壊活動を取り締まる目的のために、どういふ機関によつて、またどういふことがなされることとが最も効果的であるかといふことを、一度白紙に返つて皆さんに考え直してもらわなければならぬといふのが、われわれ修正案の態度であるのであります。同時に、基本的人権を侵害しないために、どういふ機関による処分が最も公正で適當であるかといふことを根本的に考え直さなければならぬといふのであります。

しかも、この機会に、私は、ことに自由党の皆様にお訴えをいたしておきたいのは、この委員会というやうな制度の今後の存否こそ大きな問題でなからうかと思ひます。これこそ、自由党といわず、改進黨といわず、真剣に考えるべきところの大きな問題ではなからうかと私は思ふ。(拍手)私は、相ともに、率直に、この切迫したる破壊活動に対する抜本的方策を検討いたしまして、これを樹立しなければならぬと思つております。よつて、私は、一面取締り機関の充実強化を考え、他面におきましては、団体の規制のために、行政機関によらざる司法処分をもつて最も適切な措置であると断言せざるを得ないのであります。国民の利益を制限し、国民の利益を奪うがごとき処分といふものは、この民主主義時代にお

きましては、努めて司法処分によつてきますべきものであるといふことを私は確信いたしておるのであります。取締り機関の充実強化は、警察と検察庁の機能を強くすることが最も効果的であります。公安調査庁のごときを設けることは、いたずらに屋上屋を重ねるばかりでなく、かえつて権限争ひをなすところの弊を招き、巨大なる国費をむだに費し、少しも取締り機構の強化には相ならぬことと、かたき信するものであります。このことは、警察の幹部なり検察庁の幹部に意見を聞かれても、私はすぐわかることだと思つております。

過般の不祥事件があつたからこの法案は必要だといふ議論があるのでありますけれども、そんな簡単なものではありせん。この破壊活動防止法案こそは、真に必要とすべき立法ではあります。この内容が充実されていないので、私も修正案を強く主張するのでございませうが、法律は永遠の生命を持つものであるから、ごく冷厳なる態度において、ごく冷静に事を運ばないと、ああいう不祥事件があつたからこの法律をつくるんだといふやうな、そういう單純なことで立法するといふことは、われわれ国会議員として最も慎まなければならぬ態度であると申し上げておくのであります。

次に、政府が公安審査委員会によつてなさんとする処分は、明らかに司法処分にゆだねべき性質のものであります。が、木材法務総裁は、公安審査委員会を合理づけるために、しきりに準司法機関といふやうな言葉をお使いになつております。準司法、すなわち司法に準ずると申されますが、何ゆゑ司法そのものにこれを託せられないのでありましようか。この辺に現内閣の法律的謙遜性の欠如をわれわれは疑わざるを得ないのであります。(拍手)わが改進黨は、これを純粋に、検察官の申立てによつて、地方裁判所の決定によつて行われねばならぬものと定めるとともに、当事者に対しては不服申立ての道を開き、抗告制度を設けることを最も合理的と考えたのでございませう。

自由党は、皆様も御承知のごとく、今回の修正案によりまして、委員長及び委員の任命を法務総裁の手から放して内閣総理大臣の手に移すということが、いわゆる改善策だと主張いたします。けれども、これは五十歩百歩であります。むしろ、私は、総理大臣のところに持つて行くことであるならば、法務総裁の手に置いて、堂々と法務総裁の立場において行政責任をとるべきであらうと考えております。しかし、それが不適當であり、不合理であるがゆゑに、わが改進黨を主張いたしておるやうな次第であります。

動「及び」所持」といふ文句を削除する修正案を出しておるのでございませうが、取締り機関の能率が高まり、そして十分なる取締り機構の強化がはかられますとするならば「せん動」や「所持」の文句がなくても、この法律の目的は完全に達し得ることを確信して疑ひません。論より証拠、この法案を見ても、独立罪としての建前をとつておるのであります。

皆さんも御承知の通り、犯罪の段階には予備及び陰謀という段階があるものであります。この予備や陰謀、あるいはさらにこの教唆、かくのごとき犯罪行為といふものは、重大犯にのみその刑罰を求めておるのであります。しかし、この教唆犯は、本案が成立しませんが、いくら教唆しても犯罪は成立せぬといふ建前をわが刑法はとつておるのであります。しかるに、今回は、いわゆる煽動といふ事実においては、ただ紙切れを所持しておつたといふ——もつとも目的罪ではあります。が、所持しておつたといふばかりに、これを片づけしから換證できる。しかも、独立の犯罪としてのとりきめをいたさんとしておるのであります。

ここに私は申すのである。このいわゆる教唆犯が独立罪としてあります以上は、私どもの修正案の通り「せん動」及び「所持」の字句を除きまして、この原案の中には予備といふ点があり、あるいは教唆といふ点が残されておりますから、取締り機関の能率を高めまつて参りますならば、かかる国民がいやがるこの字句を残しておくという必要はどうであらうかといふ点で、これを削除するといふ方針をとつた次第でございませう。(拍手)

以上申しました点により、細部の説明を省くことといたしまして、自由党の皆様に対しまして、虚心坦懐、従來の行きがかりを打捨てられまして、わが改進黨の修正案に十分の御理解を賜はり、しかして國家の前途のために満腔の熱意をもつて本修正案の成立に協力あらんことをお願いいたしまして、修正案の説明にかゝる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) この際一言いたします。先刻の委員長報告の際、佐瀬委員長が最後に意見を附加した点は、議長から注意しようと思ひました。が、委員長自身からこれを取消す旨の申出がありましたので、そのようにいたします。右御了承願ひます。(拍手)

これより討論に入ります。山口好一君。

〔山口好一君登壇〕

○山口好一君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま上程に相なりました破壊活動防止法案外一案並びにこれに対する自由党修正案及び改進黨修正案に關しまして、自由党修正案に賛

成いたし、改進黨修正案に反対し、自由黨修正案を除く政府原案に賛成の意見を表明するものであります。(拍手)
次にその理由を申し上げたいと存じます。

わが日本は今や独立を獲得いたしました、国民われ／＼は一致協力して今後平和国家、文化國家建設に向つて一途邁進をいたさなければならぬその時期であります。しかるに、まことに遺憾ながら、現在の治安状態はいかがでありますか。わが国内には、最近ひんびんとして、かの団体組織による危険なる暴力主義的破壊活動が行われつつあるのであります。各種の文書により、武装暴動やゲリラ戦法によつて……(発言する者あり)憲法やそのもとに成立した政府を倒すことの正当性または必然性を主張した……。

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静謐に願います。

○山口好一君(統) これを実行に移そうとする危険なる活動が現にされておるのであります。しかも、この活動は、國際的關連を有する団体組織をもちまして、実に根強き力をもつて展開されつつあることは、諸君熟知のところであります。(拍手)こうして、この暴力行為の結果するところ、あるいは列車の妨害となり、あるいは治安機關ないし税務署などの襲撃となつて、放火、殺傷その他の極悪強烈なところ

の犯罪が行われつつあるのであります。かくては、日本の治安はまったく維持されないと云うも過言ではないのであります。

ある法務委員の一人は、現在の日本の治安状況はまったく革命の一手手前であるといふことを申しております。(発言する者あり)ほとんど毎日の新聞紙上に、この種暴力行為の記事を……。

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静謐に願います。

○山口好一君(統) 見ないことはないような状態に相なりました。もしこのままに推移せんか、わが日本國民の生活の安定は決して望まれない。國家の再建は断じてこれをなし得ないことに相なるのであります。

ここにおいて、われ／＼日本人といふたしましては、かかる暴力行為を何と未だに防ぎとめなければならぬといふことは、心ひそかに万人の希求するところでありませう。この要請に應じて提出いたされたのがこの破防法であります。しかるに、この破防法が、その名前におきまして暴力主義的破壊活動というやうな言葉を使い、あるいは破壊活動防止法案という、まことにいかめしい法案の名称でありますがゆえに、ともすれば誤解を招くのであります。しかし、皆様がよく／＼この内容を検討いたしますれば、必ずやそこに、旧治安維持法などはまったく異

なるところの民主的な精神、民主的な手続、広く人權を尊重するところの精神が根柢をなしておることを解し得ると思ふのであります。

何と申しまして、われ／＼國民生活の安定の基礎は治安の維持にあるのであります。治安の維持なくして、人權の尊重も、各種自由權の擁護も決してあり得ないのであります。憲法に規定されておりますところの公共の福祉とは何ぞといへば、まさに個人がその自由と權利を保有するに必要な社会的秩序、社会的利益こそこれであると考へるのであります。しかるに、本法案が國會に提出いたされますや、最初は大なる誤解を招きまして、いわゆる旧治安維持法の復活にあらざるやというやうな危懼の念を持たれました。國民の權利、國民の自由がこれのために大に侵害されるぞというやうなデマも飛ばされ、また各種労働組合におきまして、この言を聞きましてストに及ばんとしたやうな状況が演ぜられたのであります。しかしながら、これをつぶさに検討いたしましたときに、どこに彼らが危懼するところの人權の侵害とか、あるいは内容とかいふことが見られるのであります。私は、後に簡単にその点を御説明申し上げたいと存しておりますが、今日われ／＼が、新聞紙上において、あるいは現実にこの目をもちまして、いろいろな暴力主義的破壊活動を見ま

るときに、それによつて——善良なる市民が、汽車の転覆によつて被害をこうむり、その生命、身体について非常な危害にさらされるというに至りました。では、もはや、われ／＼はこれを坐視するに忍びないのであります。かかる治安立法を制定いたすにあたりましては、われ／＼は、その治安立法を必要とするところの社會情勢をつぶさに検討いたさなければなりません。今日ほど、かくのごとき治安立法の必要を万人が要望する時期は私はないと思ふのであります。(拍手)

なるほど、言論の自由、集会、結社の自由、あるいは學問の自由などは、まさに憲法において保障されるところの自由權でありまして、最もわれ／＼が尊重しなければならぬところでありませう。しかしながら、それらの權利を享受し、それらの自由を擁護するためには、これを享受し得るところの環境がなければならぬのであります。しかるに、現下のごとき、まことに憂うべき治安状況におきましては、われ／＼は、これらの自由を完全に享受することはとうてい不可能であります。この意味において、私は、どうしてもこの破壊活動防止法案をここに成立せしめまして、日本國民の大多數の幸福と安寧をこいねがわなければならぬと深く信ずるものであります。(拍手)現実に、去る五月一日の、あのメーデーの悲惨事を見ましても、いかに

くのごとき治安立法が欠けておつたか、いかにその空白を利用されて、ああいうようなことになつたかといふことは、この実例が如実に示すのであります。(拍手)

本法案は、この意味におきまして、まさに國民各自の自由權を守るためであります。旧治安維持法は、たてにあらすして、人を切るところの刃物であつたのであります。けれども、これはまったく違つたところの、國民の自由を守るためであると私は確信いたすものであります。さりながら、治安立法は、その治安を維持する一面におきまして、必ず個人の自由なり權利なりが制約せられることは、やむを得ないことであります。そこで、われ／＼公務員としましては、この点に議論を集中いたしまして、本法案の内容を検討いたしたのであります。本法案の内容につきましては、先ほど委員長からも報告がございましたが、あの旧治安維持法などとは、その精神、内容、手続などにおきまして全然異なるのであります。できるだけその濫用を避け、また人權の侵害などを最も少からしめることについて大に考慮を拂われまして、すなわち、まず暴力主義的破壊活動なるものの概念を非常に最小限度に止つたのであります。すなわち、本法案の第三條におきまして、その概念としまして、最も危険なところの行動につ

てこれを規定いたしておるのであります。たとえ内乱罪、騒擾罪、放火罪、殺人、強盗というような、まづたつた凶悪な、その危害の大にして、かつ広きものをとりまして、これを暴力主義的破壊活動としたのであります。ゆえに、先ほど来、本法案につきましては、教唆も煽動も処罰せられる、まことに濫用のおそれがあるというところを申されておりますけれども、普通の行動についての煽動、教唆を処罰するのではないのであります。まづたつた、かくのごとき治安維持上許すべからざるところの凶悪犯罪についてののみ、しかもこれを指示し、その決意を強く固めさせるべきところの教唆及び煽動についてのみこれを処罰せんとするものであります。(拍手)

しかし、本法の濫用の点などにつきましては、委員諸君より、るるその憂慮するところが述べられました。これに對しましては、政府委員より懇切丁寧に、一々具体的に例をあげまして、この限度においてのみ適用するものであることを答えておるのであります。ことに共産党の諸君より、自分の身を憂えましてか、まことにこまかなるところの、言論、出版などに関する質問をいたされましたが、政府委員はこれに對して懇切なる回答をいたされまして、諸君もそれで満足をいたした体であつたのであります。さらに學者、文人その他の、公聴会におきます

るところの公述人の多くも、その學者的な、あるいは文人的な、あるいは弁護士としての立場から、ある点には賛成せられ、ある点には反對されたのであります。私はこれを靜かに聞いておりました。これらの學者、文人の方々の見方というものは、やはり自分の専門の、象牙の塔の中にもつた見方であつて、よくその趣旨はわかるのであります。しかし、私をもつて言わしむるならば、眼前の小さなへびには注意をいたしておりますが、頭上に大きな口を開いておるところのうわばみを見ないうらみがあるということを感じるものであります。(拍手)

われ／＼は、決してこの時勢を甘く見てはならないと思つておるのであります。現在の治安状況をば、甘くつて見てはならないと思つておるのであります。まさに革命の前夜であります。この革命の前夜にあたりましては、ぜひとも破壊活動を断固排撃するところの治安立法がなければならぬのであります。手近な例を引きましても、暴力主義的破壊活動によつて、まづたつた罪なきところの婦女子が、あの電車、汽車に乗りまして、その生命を失うというふうなことを、この目をもつてわれ／＼が見るときに、断じてこれを許すことができないのであります。

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御靜慮に願います。

○山口好一君(統) さらに、これはひとりが日本の立法のみではありませぬ。今日、文明国と呼ばれるところのいかなる国におきましても、アメリカにおきましても、ソ連におきましても、——アメリカのスムス法のごときは、その内容を検討いたしますれば、この破壊法よりもずっと厳格な規定を置いておるのであります。ソ連の刑法叛逆罪の罰則を見ましたならば、これなどは、実に驚くべき人権蹂躪をなす、その自由を制限いたしておるのであります。(拍手) 今次のこの破壊法は、実に穩健にして民主的、この前の治安維持法の非難にこりまして、その苦い経験に徴しまして、まづたつた民主的手続をもち、またできるだけその行為の範圍を縮小いたしまして、まづたつた必要限度の程度にとどめ、人権をできるだけ広く尊重して制定いたされておりますことは、皆様が、あの旧治安維持法と今度の破壊法とを並べまして、よく／＼比較検討していただきまするならば、一目瞭然であります。(拍手)

さらに、今次のこの破壊法の内容を簡単に申し上げますが、この暴力主義的破壊行為は、先ほど申しましたように、十箇條あまりの過激なる行動に制約をいたしておりました。しかも、これを処分するにあたりましては、公安調査庁というものが設けられまして、これによつて、強制権を用いることな

しに、任意の調査によつてその調査が行われるのであります。さらに、この強制権を用いざる調査によりまして、その決定をなすものは、まづたつた個別の機関でありますところの公安審査委員会であります。

先ほど、改進黨から、この点に関するところの修正案が提出いたされました。これはむしろ純司法的処分であるがゆゑに、檢察所に起訴させて、調査をさせまして、裁判所によつて決定をさすべきものであるという案が出たのであります。しかし、これはまづたつた當らない議論であると私は思つております。この法案を見ますれば、半分は団体の規制という行政処分でありまして、その後半は刑罰法規であります。すなわち、はつきりと行政処分と刑罰法規とわけておるのであります。この行政処分は、まさに行政機関によつていたされることが、三權分立の原則から最もふさわしいことなのであります。さらに、この行為は、実に暴力主義的な破壊行為が突発的に行われ、あるいはこれに對するところの対策というものは、これを急遽いたさなければならぬのであります。この点につきまして、行政処分をもつて、行政機関により、すみやかにこれを行わなければならないのであります。かえつて暴力主義的な破壊活動によつて、してやられるというふうな結果にも相なるのであります。この改進黨の修正案には、断じて賛成をするとはできないのであります。

さらにまた、同じ意味におきまして、「教唆」を残すけれども、「せん動」はこれを削除するというこの議論であります。この点につきましては、われわれも、ほんとうに熱心に検討いたしたのであります。しかし、この「せん動」をもし削除いたしましたならば、本法案を設けました趣旨は没却されてしまひまして、この暴力主義的破壊活動を防ぐことがまづたつたできないのであります。

由來、治安立法におきまして注意しなければならぬことは、これによつて確保するところの利益と、これによつて制限を受けまゝところの個人の自由、權利と、これを比較考量いたして、その間に均衡を得せしめ、そうして、この自由を制約することが多くして、治安維持をかえつてそのやうな結果にならざるやうに留意せなければならぬことではあります。この点につきましては、この破壊法は、まづたつた理想的な、民主的な立法と私は考えるものであります。

大体、わが党から出されましたところの修正案につきましては、先ほど來説明がありましたから、これを省略いたします。要は、わが日本といたしまして、ここによりやく独立を獲得いたしまして、これからこそは、國民が真に一致協力して、その生活の安定を

はかり、経済的にも、思想的にも、また政治的にも、がつちりと一丸となつて進まなければ、とうてい日本の再建はおぼつかないと思ふのであります。決してなまやさしいことではありません。しかるに、ここに諸外国と連絡をとりまして、暴力を是認し——私は、この暴力だけは断固排撃しなければならぬと信じておるのであります。この暴力を是認し、この暴力を容認して、しかも多数を率いて、あの善良なる学生、純情なる学生までもこの中に引きずり込みまして、そうして治安を攪乱して、何とかしてこの社会を混乱に導いて破壊をしようという無謀なる計略を立てます団体に対しましては、断じてこれを許すことはできないのであります。(拍手)私は、何ゆえにかような法律を出さなければならぬかというならば、さような暴力主義者が存在するからであります。(拍手)

現在暴力主義を是認し、信奉するところの、さような人々は、すべからく反省をして、真にわれ／＼の自由を確保いたそうといたしますならば、暴力を断固しりぞけ、そうして、ほんとうに諸君の理論によつて諸君の主義政策を貫こうとするならば、堂々と議論によつて、平和のうちにこれを解決すること、を、ぜひ心がけてもらいたいののであります。私は、この意味におきまして、日本がすみやかに平和国家、真の

民主国家としての自覚のもとに立ち直り、暴力主義者がほんとうの平和主義者、ほんとうの民主主義者に立ち返られまして、こういうような法案が一日も早くなくなりまする日のすみやかに来らんことをお願いいたしまして、私の討論を終りたいと存じます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 吉田安君。

〔吉田安君登壇〕

○吉田安君 私は、改進黨を代表いたしまして、改進黨修正案に対しては、こまでもこれを堅持しつつ、自由党の修正案並びに政府提出の原案に反対の意を表明するものであります。(拍手)

自由党の修正案を見ますと、ほとんどその修正は字句の修正であり、小手先いぢりの修正にすぎないのであります。(拍手)これはほどの大法案を、これほど世間の耳目を引いた法案を、二三の字句の修正あるいは條文の書きかえぐらいの程度で、これを修正したりという得々たる自由党諸君の氣持が、私にはわからぬのであります。

(拍手)この意味で、私は本案に對しましては、抜本的修正案をこまでも堅持したいと思ふのであります。

端的に申しますと、この法案をこまでも貫いたならば、これほどの問題を、一行政官によつてその資料を収集させて、また一行政官によつてその証拠固めをやり、わずかなる当事者の弁明を聞いただけで、これをまた一つの行政官の機關であるところの審査委

員会で決定してしまおうというのであります。こういうことにわれ／＼は反對するのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

さらにまた、それに対して不平があれば裁判所に持つて行くからよくはないか、こうおつしやるのであります。が、その裁判所に持つて行つたときにはどうなるか。二十四條の第二項には、さような不服があるときには、行政事件訴訟特例法によつて救済の道がある、こうおつしやつておる。なるほど、その通りに違ひありません。ところが、被害者の方からそれに対して不服の申立てをする。裁判所はこれを受理した、受理して、その処分執行停止の要求があつたときにやろうとする。やろうとすると、驚くなけれ、総理大臣がそれをいやだといへば、裁判所は、なさんとするその司法権までも弾圧されることになるのであります。(拍手)この点は、よく御注意を願いたい。裁判所は、否認権を行使せられたならば、せつかくの仮処分もできないのであります。こういうことで、一体どうなるか。せつかくの救済方法として認めたものも、こうしたことは、とうていこれについての救済はできません。それで、その調査と決定までは行政処分分であるのでなくて、どこまでも司法処分分であるのでなければならぬのが、わが改進黨の抜本的修正の根本であります。(拍手)

私は、いさしくそれを申してみますならば、今山口君の賛成討論を聞いておると、まつたくこの法案をもつて、民主的な、完全なる法案だとおつしやつておる。われ／＼もまた、今日の時代に、かような破壊的活動に対する取締り法案の必要は認めるのです。どこまでも認める。(さうだろうと呼ぶ者あり)認める。しかし、誤解をなさつてはいけません。これは認めるが、その内容に至つては、この法案は、今申しますような事由のもとに、絶対に無條件に賛成するわけには行かない。このことは、私は委員会においての総括的質問の際にも申し上げておいた。ところが、法務総裁木村さんは、何と考へられたか、あるところで、改進黨の吉田君がこれには全面的に賛成であるから、ぼくは安心だとおつしやつたということでもあります。この時勢に、この世相の際に、かような法案をつくつて出さうということには賛成であるとは言つたのであります。が、この法案自体の内容に對してまでも、全面的に、無條件に賛成ということとは、一言も言つていないのであります。(拍手)それは速記録をごらんになれば、よくわかるのであります。

それで、まず私は、中村君の提出された修正案から申し上げてみましょう。ここに、この法案にいうところの破壊的活動がかりにあつたといひま

し。これを規制する、団体を規制しようとするときに、たれがその証拠を収集するかという、公安調査庁なるものを設けて、その長官の指揮のもとに、公安調査官という一行政官がこれをするのです。そうして、一方では、実際の破壊活動をやつたところの各人の行動に對しては、司法警察官がこれを調査する。でありますから、二本建てで行くということになるでしょう。そうして、それを集めて、今度は審理官のところ、持つて行く。そのとき、初めて審理官は關係者をそこに呼んで、何らかの弁明をさせるにすぎない。そうすると、その審理官は、そこででき上つたものをどこに持つて行くかという、公安調査庁長官の請求によつて、公安調査委員会へこれを持つて行く。公安審査委員会はまた、差出されただけの書類と証拠によつて、ただちにこれに決定を與える。私は、これほど危険なものはまたないと思ふのであります。

(拍手)まず調査官がいろ／＼のものを集める。今度は審理官がそれを審理する。それをまた審査委員会に持つて行く。ことごとくこれが一行政官の仕事です。しかも、驚くことには、原告の立場に立つその調査官なり審理官と、これを受けて裁判をするその審査委員会が、同じ指揮系統の最高者たる法務總裁の指揮下にあるというに至つては、これは矛盾もはなだしいものであると私は考へる。(拍手)一方で原

告官の立場にある人がそれをするのはよろしいけれども、いやしくもこれをする以上は、司法裁判制度の通りに、全然関係のない立場にある裁判所がこれを裁判するということが、今日の三権分立の建前からいっても当然であるとは私に考える。(拍手)

ところが、それを自由党の諸君がどう修正なさつたかと申しますと、その修正は、そういうことではいかぬからというて、きのうまでは、いや、これを総理府のうちに置こうとか、あるいは裁判所内部でもうであらうかというようなことをおの／＼考えてみられた。考えてはみられたが、内部のどういふ関係か、あえて知る由もありませんが、それを、ただ同じ法務総裁のもとに置いて、ただ特別に一つの独立したる事務局をつくつて、これでごまかそうというわけだ。一体、事務局とはなんですか。ただ事務を処理するだけのものじやありませんか。そういうものを置いて、それでけつこうじやないかというに至つては、おおよそ字句の修正にすぎないと、あえて私が申し上げたのは、そこなんです。(拍手)

あるいはまた、この三條にこういうことがあるでしょう。第三條の一のロ号に、「この号に規定する行為の教唆若しくはせん動をなし、又はこの号に規定する行為の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を

印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持する」云々とある。これでは、この煽動とまぎらわしいから、これを書流しにせずして、「この号に規定する行為」ということだけ行を改めたのであります。自由党の修正案は、これをただ読流しに読んでも、行を改めて書いてみて、印刷に付して読んでみても、どつちも意味は少しもかわつていない。かわつていないのを、あえてそんなさうということが、私の言う小手先いじりの字句の修正にすぎない。こういうことになつて来るのであります。

そういうことを考えましたときに、大まかに申しまして、私はこの自由党の修正案にはもちろん賛成はできないと同時に、この原案に対しても賛成ができないのであります。

もう少し詳しいことを申してみますならば、この二十四條でもつて規制の処分を受けた団体はどうすればよろしいかという、たとへば、ある新聞社が規制された。六箇月以内は団体の活動ができない。新聞の発行もできないというふうな処分を受けた。これではたまらぬからといって、そのときはどうするかといへば、それは裁判所に救済を求めようという。だから、裁判所に救済を求めて不服の訴えをなす。なすけれども、規制の処分命令が出ておるから、六箇月の間は新聞の活動が

できません。できませんから、さらに裁判所に訴えて、その処分の執行停止を解いてもらいたい、こう言う。すると、裁判所は慎重審議の結果、これは申立人の言うことがほんとうだ、こういうことで取返しつかない損害を與えても気の毒だから、この行政処分による執行停止を解除してやろう、裁判所がこういふ気持になつて、その判決をしようとする、総理大臣が、行政事件訴訟特例法第十條第二項の但書によつて、ちよつと待て、そういうことをしては困る、こう言われると、遺憾ながら裁判所はそれをするのができない。やるのができないということになるれば、一行政官の総元締である総理大臣の手によつて、司法権の活動までもあえて干犯するといふ、三権分立の建前から恐ろしい結果を招来するといふことを、まずわれ／＼は考えてみなければなりません。(拍手)

ある委員はこう言う。そんなことの問題には触れずして、今度は――現総理大臣は私も尊敬する総理大臣である。ところが、誤つた総理大臣がかりに出ましよう。出て、そういうことをやられた場合はどうなるのです。これは三権分立が破壊するのはもちろん、一総理大臣によつてファッショ政治が実現するといふおそれが、ここに生ずるのであります。これはいかぬことです。こういう大体論のもとにおいて、わが改進黨は、いわゆる公安調査庁を

設置する法案にも反対、従つて今日ある特審局はこれも反対、そして今日の公安審査委員会を同じ屋根の下に置くことも反対といふ根本的な修正案を出したのであります。でありますから、破壊活動があつたならば、それを検察庁の手に渡し、あるいは司法警察の手に渡して、この司法警察あるいは検察庁の手によつてこれを十分調査した上、これが犯罪なりとするときに初めて司法裁判所に提訴することが今日の立憲政治の建前であらうか、私はこう考へる。(拍手)なぜ、それをあえてなさぬか。なぜ、さうするなことに反対をなさぬか。さうすると、行政処分と司法処分とが混淆するおそれがあるとおつしやるが、それは決してさういふことではないのである。

しかも、この公安調査庁を設置し、そして審査委員会なるものを設置すると、初めの予算が十億を要するといふことを聞いている。諸君、現政府は、行政機構の改革、なか／＼やりにくいところの行政整理もあえてやつて、仕事の簡素化をはかり、費用の軽減をはかり、よつてもつて国民の負担を軽減しようといふことを言うておられる。その言葉はまことにけつこうです。さうなくちやならない、という口の下に、また特審局を昇格して、これを公安調査庁になし、一方にまた同じ行政官をもつて公安審査委員会をつくらうといふが、とき、屋上屋を重ねて国費

を浪費するといふことは、その点から言つても、今日の日本の経済状態から、われ／＼は反対せざるを得ないのであります。(拍手)私は、さういふ観点からいたしまして、これに反対したい。のみならず、公安調査庁のやること、あるいは審査委員会のやることは、今日の検察庁及び警察で事は足りると思ひます。しかしながら、それでも事が足りないというならば、検察にさらに一段の筋金を入れて、ほんとうに活動能力の整備される警察をつくる、ことが、今日公安調査庁をつくり、たくさんの人を、こゝでまたたくさんの金をかけて養ふよりも、はるかに私は策の得たものだ、かように考へるのであります。

これは大体の私のわくであります。さらにこれにじさいに入つてみるならば、今度はいわゆる教唆あるいは煽動犯までも――煽動を、しかも独立罪として処罰しようという。一体、なぜこれが一般刑法においてやれないか、私はこう思う。なるほど、煽動といふものは一般刑法にはありません。一般刑法にはないけれども、今日まで相當に騒擾罪なるものが繰返して行われたことを歴史は示しておる。そのときに何か不自由を感じたかといへば、現行の刑法によつて事は足れりとは私に考へておる。しかも、教唆犯のごときは、御承知の通り、これは刑法総則によつて、正犯に準じて処罰することが

できますから、これも何ら独立罪として処罰する必要はあえてないではないか。煽動に至つてもまた同然でありまゝ。さういふものを、煽動罪を認めてまでもこれを処罰せんとすることは、今日の世相からして行き過ぎの感をまぬがれない、かように私は存するのであります。

政府並びに自由党は、法律さへつくつたならばそれで事足り、治安は維持されるとお思いになることが万々一あつたとするならば、これは思わざるもはなはだしい愚論であると私は考える。一体、世の中は、法はなきにしかず、法律はないのが一番いい、けれども、やむを得ない。でありますから、ただ治安維持、治安維持といふことで、いたづらに民心を惑わすがごとき法律をつくつて、それによつて治安の維持は足れりと思ふならば、これは間違ひである。まずその前において、さういふことの起らないように、経済の面からも、生活の面からも、思想善導の点に力を注ぐことが、今日まさに平和となり、国家が独立しました以上は、最も大事なことであり、私はかように考えるのであります。(拍手)

この法案の第二條を見ると、われわれが心配しておるように、立案者の側にあつても、政府の側にあつても、よほど心配しておる。なぜならば、さういふことをするとき、人権蹂躪をしないように気をつける、あまり深入りを

してはならぬぞといふことが、この法案の第二條に明らかに書いてある。それほど恐ろしい、それほど警戒せねばならぬ法案をつくつて、さうしてそれによつて取締りを断行して治安維持をやろうといふことは、思わざるもはなはだしいものでありまして、そこにこそ、いわゆる世間みなの人々が反対するように、憲法が保障しておりますところの人權、自由を侵害するおそれがある。さういふ点をかれこれ勘案いたしますと、ほんとうに抜本的にわれわれが改進黨が提出いたしましたこの修正案こそ、私はまことに見る完全なる修正案である、かように考える。(拍手)私は、自由党を除いた他の社会党その他共産党の諸君まで、この改進黨の修正案こそ時代に即し、一歩前進したる、ほんとうの適法なる修正案と、かように考えるのでありますから、どうぞ自由党の諸君も、もう少しゆたかな氣持を持つて、このわれわれの修正案に賛成され、いさぎよく原案を放棄されることを私は絶叫いたしまして、私の意見とする次第であります。(拍手)

○議長(林謙治君) 熊本虎三君。熊本虎三君登壇。○熊本虎三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております破壊活動防止法案並びに他の二案、さらに提案されております修正

案に反対の意見を開陳するものであります。(拍手) 本法案に對しましては、さきにわが党は数回にわたつて撤回を要求したのであります。政府はこれに應ぜず、強硬に提案したのであります。そこで、わが党といたしましては、各代表が委員会においてあらゆる角度から本法案の反動性並びに危険性を指摘いたしまして、政府並びに與黨の反省を促したのであります。政府並びに與黨は、メーデーに突発いたしました一部分子の騒擾事件を幸いとして、しやにむに委員会を通過せしめ、本會議に持ち込まれましたことは、言語道断といわなければなりません。(拍手) そも憲法においてわれわれが與えられた権利並びに自由の中で最も尊重すべきものは、言論及び集会、出版、結社等の自由であることは、何人も異論のないところであります。(拍手)終戦後は、戦時中の軍部の無謀なる言論の弾圧からようやく解除されまして、わが国民は明朗な氣分を味わひ、民主主義が長足の進歩を遂げましたことは、ともかく欣快としたところであります。(拍手)しかしながら、わが国の民主主義はいまだ幼稚な程度のものでございまして、これからますますその培養に力をいたさなければならぬ次第でございまして、しかるに、この破壊法といひ、集団示威取締法と

いい、民主主義成長の第一要件たる言論、出版、集会等の自由を大幅に制限するおそれある法律が再び登場するに至りますことは、まことに痛恨のきわみといわなければなりません。(拍手)

政府は、この法律で取締るものは暴力主義的破壊団体であつて、それは内乱とか、騒擾とか、放火、殺人、強盗、公務執行妨害等を集団的にやつた場合だけであつて、危険性がないかのごとく強弁するのであります。實際は、内乱についても予備、陰謀、補助を罰することはもちろん、それらの教唆、煽動までも処罰するのであります。また、それらの實現を容易ならしめるために、實現の正当性、必要性を主張した文書、圖面を印刷し、頒布し、揭示して、またはその目的をもつて單に所持しているだけでも罰するから、これを濫用するときは実に恐るべき問題が惹起するのであります。(拍手)

また騒擾、公務執行妨害について、予備、陰謀はもちろん、その教唆、煽動も罰するのであつて、これまた縛ることができぬもので、刑法の規定を見ても、政府を顛覆し、邦土を脅かし、さらに朝憲を紊乱する行為をいうのであります。もちろん朝憲とは封建的な言葉で、現在に適切でないものでありますけれども、要するに歴代政府

の打倒を意味すると判例において解釈されております。しかし、これを広義に解釈するならば、現政府を倒さんために演説し、文書を頒布すれば、この法で取締ることは容易であります。かの治安維持法の立法當時は、國體を安んじ、私有財産の否認を目的とする結社を禁じ、真にマルクス、レーニン主義の實行の共產主義者でなければこれに触れることがない、かたく約束しながら、その後の實際の適用の實際を見ると、單なる自由主義者である河合榮治郎教授、社会民主主義の理論家であつた大内、美濃部の教授等も、あるいはキリスト教の牧師も、天理教の信徒等に至るまで、立法當時思ひも及ばなかつた人々が数多く縛られておるのであります。(拍手)かの悪法により、権力によつて多くの人々を檢挙し、さらに重要なことは、この治安維持法をたてに國民の言論を封殺し、ようやく成長し始めた自由を抑圧し、ただひたひたに日本を警察國家または軍國國家へ追いやつたことであります。かつて満州事変から世界戦争への突入も、それ政治的、経済的原因があつたにいたしましたが、常々治安維持法で國民をおどしつけながら問題は進められたのであります。

この破壊法もまた、政府は嚴格なる態度で教唆、煽動に限ると言つてゐるのであります。が、檢挙するときは、時

七九一

の政府の手足たる檢察当局でなすのでありますから、これを政略的に活用しないといふ人も保証することができないのであります。(拍手)本法の言論、出版等に與える脅威は最も恐るべきものがあり、少しく進歩的な過激な議論は常に政府転覆の扇動をもつて問われる危険があるのであり、一たび類似の文章がこの法律によつて忌諱に觸れることがありとしますならば、諸種の論説に對し事前の検閲はしないことにはなつておりますが、またしようとしてもできないのではあります、筆をとる者が一齊に警戒し、萎縮することは、これは断じていふまでもない事実であり、活潑なる言論を抑圧されることは言うまでもありません。われ／＼は、かくのごとき法律の存在それ自身が国民生活の明朗性を忘却するがために排斥するゆえんであることを、御承知願ひたいのであります。

特に悪質なる資本家が本法に便乗して、不当労働行為等に拍車をかけることは想像にかたくないのであります。その暴挙に對する正当なる労働者の抗議運動に對して、あるいは出先官憲の行き過ぎとなり、ひいては騒擾もしくは公務執行妨害等にひつかけて、極端なる弾圧を行うことは、火を見るより明らかな事実であると思ひなければなりません。(拍手)職前のごとき、暴虐資本家の走狗となり、正常なる労働運動を弾圧する結果となるのであります。

さらに、戦時中、治安維持法が全日本に合法的な労働組合を解散せしめ、産業報国会を強要し、一切の労働階級の発言権と行動権を剝奪して、完全に奴隸化せしめた事実はあまりにも明白であり、本法実施後、再びかくのごとき不安なしと、だれが一体保証するのであります。 (拍手)過激の早大事件等を見ましても、まことに危険千万であると言わなければなりません。(拍手)

もちろん、わが党は、民主主義を否定し、暴力革命を認めるものではなく、暴力をもつて社会秩序を破壊しようとするいかなる行動に對しても徹底的に反對すると同時に、また治安態勢の確立には強い関心と熱意を持つものであります。しかし、わが党は、國民を庄殺し、民主主義を窒息せしめ、道義の類絶と文化の破壊を招来するおそれがあるであり、國民をして絶望の淵に呻吟せしめることを恐れるがゆゑに、本法案に對しましては絶対に反對をいたす次第でございます。(拍手)

最後に、私は、政府並びに自由党の諸君に對して一言警告を申し上げておきたいと存じます。(拍手)それは、もちろんわが日本社会党といへども、凶悪なる暴力行為はあくまでも否定するものであることは、先刻申し上げた通りであります。しかしながら、單に暴行は暴をもつてするといふ近視眼的な対策は、それは決してよく對策にあらずして、その根源を究明し、これを改革する能力なきものは政治ではありませぬ。英國は、御承知の通り、共産党に對しましても、その他の極左運動團體に對しましても、法的には何らの制約をしていないにもかかわらず、過ぐる五月九日、各新聞が発表をいたしましたごとく、全英國の市会選挙の結果は、三千数百名中、共産党は一名の当選者も出しておらないのであります。これは何を物語るか。言うまでもなく、それは英國における労働党が、終戦後、社会主義的財政経済政策を遂行し、全國民の負担と受益の均衡化に努力したからであります。現吉田内閣のごとき、民主主義政治を逆転せしめ、一部少数の大資本家の擁護に汲々として、勤労大衆の反動政治を遂行するところ、社会不安の好ましからざる事態はますます激化するものであります。單に破防法、労働三法、ゼネスト禁止法等によつて弾圧を強行せんとするならば、ますます國家社会を不安のどん底に追ひ込むであらうことを警告申し上げ、私の反對討論を終りいたします。(拍手)

○議長(林義朗君) 加藤光君。
○加藤光君 日本共産党は、本三法案の撤回を要求します。日本共産党は、本三法案並びに修正兩案に絶対反對であります。

政府は、平和條約発効後の治安維持のために本法案を提出したといふのであります。しかし、政府の治安維持といふものは、一体どんなものであるか。今般の日米兩條約及び行政協定は、中ソ兩國を敵視し、日本が米國の防衛の強力な一翼となり、米國が共產主義國と戦つ場合に、米國の忠実なる肉弾となるべきことを日本に押しつけたものであります。日本は日本民族の手にもとされませんでした。米國軍隊による日本占領は、絶対権力と広汎な治外法権を持つた駐留軍の名のもとに継続されております。占領による財政、金融、貿易、外國為替、産業及び自然資源に對する管理と支配は、事実そのまゝに存続されております。これは経済の非軍事化、民主主義勢力の助長及び平和経済の再開という連合國間の協定、ポツダム宣言及び極東委員會の諸決定に明らかに反したものであります。(拍手)これは、底力かつ強力なること歴史上有りといわれておる。今日全世界の平和への意思と努力に對し、公然と背を向けたものであります。またこれは、日本國民の意思と希望と生活をまつ向から踏みにじつた、不法不当のものであります。(拍手)

日本の再軍備は軍需工業を發展させ、たかもしれないが、民間産業は操短せられ、社会保障制度は縮減せられ、増税と生活必需品の値上りを招きました。勤労大衆には最低生活費さえ與えられず、人殺し、戦争商人、少数の内外独占資本の利潤は、朝鮮半島戦争と、氣遣いじみた軍拡のために龐大な額に達したのではありませんか。日米兩條約と行政協定は、実はこれら少数の日本反動の取引にすぎなかつたものであります。(拍手)

日本の労働者は、大小無數の米軍基地に取巻かれた軍事工場で、銃口の監視のもと、文字通り奴隸の労働を強制されております。日本の農民は、飛行場、練兵場、兵舎、軍事道路のために農耕地を奪われ、日本の漁民は漁場の立入りを禁止され、小河内村のごとき、軍需用発電所建設のために湖底に沈められるものも続出してゐるではありませんか。(拍手)職にあふれて血液を流す行列が長々と続いております。パンパンの氾濫、これすら暗い影であるのに、さらにその陰には、戦争等で夫と死別した女性が約五百万人おる。そのうちの四百二十万人は平均二人以上の子持ちである。この母子世帯の多くは、わずかばかりの生活保護法も適用されず、極度の貧困にさらされております。子供の日、母の日に、千枚紙つて四十円、一日やつと四、五十円の紙のこいのぼりの内職に忙がしい母と

子のあることを忘れてはなりません。これは、占領七年と講和発効後の日本と日本人の事情であります。これが米日反動の公共の福祉である。これに文句を言わせないことが、かれらの治安維持なのであります。(拍手)この残忍な秩序を警察国家の弾圧で強制するの、すなわちこの法案の本質であります。(拍手)

この法案は、日本の憲法的原理を蹂躪し、国家を私物化し、国民の基本的権利を圧殺して、国民を奴隷化せんとするものであり、明白なファシズム独裁の法的宣言である。平和と自由と生活に対する公然たる挑戦であります。(拍手)秩序素乱及びその害悪を未然に防がんとする理由で、血液循環系統の発見者セルグエートや、地動説の学者ブルノを処刑した異端機関所、宗教裁判所の再現であります。

「犯罪と刑罰」の著者大学教授ヴェツカリヤをして「私は殉教者とならずに真理を保護したかった」と告白させたのと同じ方法によりまして、思想、學問及び表現の自由に対する許すべからざる侵害であります。

諸君、明治二十四年の湖南事件を想起したまえ。あらゆる言論、集会を禁止し、學術講演会において刑法第百十六條の講義をすることすら禁じました。法律の解釈は、あるいはしからん。しかれども、法律は国家よりも重大なることなしとの閣議決定で、時の

裁判長兒島判事を圧迫しました。識者は、この法律の濫用を恐れております。濫用に對する有効なる保障のないことを指摘しております。しかし、諸君、この法自体一切の濫用を合法化したものである。反政府的言論と行動は、言葉の最も広い意味で破壊的だと認定され、解釈されることは必定であります。まさに法制化された無法律状態の実現をねらつたものがこの法案であり、歴史的に証明された、これはファシストの手段であります。

政府は、明治四十年の刑法、旧帝國憲法の觀念を引出して、政治的自由を抑えんとしております。旧憲法では、政府は主権者天皇の信任によつて成立した。だから、これを転覆するがごときは内乱罪とされたのである。しかるに、今日主権者は国民である。政府は、主権者たる国民の信任によつて國政を行うものにすぎないのであります。国民の信任による國政の保障として、国民の政治的自由があるのであります。そうして、その中核をなす思想、信教、集会、結社、表現及び學問の自由は、不可分にして不可侵の基本的人權として憲法に保障されているゆえんであります。政府にして国民の福祉に背を向けるならば、その政府を打倒し、その政府の變革を求め、そのために大いなる國民運動を起すことは當然の權利であります。そして、この反政府闘争が遂に政權を獲得し、新政府

を組織するところに政治の進歩があるのであります。万一、單なる多数決の力で、憲法上に明記されているいかなる權利でも、これを少数者から奪うようなことがあるならば、道義上の見地から革命を肯定せざるを得なくなるであらうというのは、諸君、諸君のすきなアメリカのリンカーンの主張であります。

今次の大戦中、ベタン政府は、ただ占領軍当局の命令を従順に伝達執行するだけであつた。警察機關が、その政府の重要な部門となりまして、そしてナチの秘密警察に協力、下請けいたしまして、およそ疑わしい男女を追突し、どこかの監獄も超満員の状態でありました。フランス國民は、完全にその保護から見捨てられました。フランス國民のレジスタンスは、ドイツ占領軍からの解放のための闘争であり、売國、反動のベタン政府に対する広汎な國民解放の運動でありました。そして、同時に、それはフランス民族とフランス國民の生活權の擁護の運動でもあつたのであります。ドイツ軍とベタン政府の軍事警察的抑圧は破られ、新聞やビラの配布者すらが武器で射殺されるようになりました。そこで、愛國の新聞、愛國のビラの配布者までが、やむなく自己の防衛のために、進んで相手攻撃するために武装せざるを得なくなつたのであります。レジスタンスは、決して多数の組織ではあ

りませんでした。しかし、これを支持する同情者はきわめて汎汎多数でありました。フランスの共產党が、このレジスタンスの中核、先頭に立つたのであります。この巨大なる國民運動となつた実力抵抗がなかつたならば、フランスは遂にナチスの侵略と支配を撃退し、獨立を回復し得なかつたことは明らかであります。

また、中國に対する侵略、植民地化は、一八四二年の中・英南京條約に始まつた。帝國主義諸國は治外法權制度をしき、自國軍隊を駐屯させる權利を獲得し、中國が國家として維持しなければならぬ重要な諸外國との條約によつて次々に売り渡されて行きました。外國人が中國の主人公となりまして、中國の國土において、中國人は人間として取扱われなかつたのであります。中國の獨立と、中國人民の解放の思想と行動は次々に圧殺されました。國民黨蔣政権も、これら侵略者からまた莫大な資金と兵器を支給された上、中國人民の愛國運動を弾圧し、帝國と腐敗と圧制の限りを盡しました。しかし、中國共產黨を中核に結集された愛國運動は遂に勝利し、中國の獨立を回復させ、中國人民を解放することができたのであります。

フランス國民のこのレジスタンス及び中國人民の反帝、反戰の運動は、まさに愛國の行動である。そして、その犠牲者は愛國者でありました。これこ

そ、売り渡された祖國を自國民の手にとりもどし、破壊された祖國の秩序と生活を再建し、新しい秩序を建設したものであります。これこそ、食ひ荒され、死滅しかつた民族の生命を、革命という行動によつて更生させた、民族の一大事業であつたのであります。

本法案は、平和と獨立、自由と生活の愛國運動を弾圧せんとするものである。かかる不名誉な法律を持たねばならぬ國は植民地である。かかる法律を提案する吉田自由黨政府は、いわゆる傀儡政府であり、かかる法案に賛成する者は、いわゆる——であります。國民と歴史は必ずこれを断罪し、この断罪をもつて、これに必ず報いることであらう。第二十三回メーデーは、隷屬と再軍備の講和並びに安保條約に反対、行政協定破壊、破防法粉碎、植民地的資金と再軍備反対、そしてその元凶吉田内閣打倒、真に日本國民の一致した要求をスローガンに決定いたしました。この示威におびえて武力を使用し、數名を撃ち殺し、數百名を傷害いたしました。五月八日には、數百名の武裝警官が早稻田大學に踏み込み、無抵抗の學生に攻撃を加え、百數十名に重傷を負わせ、亂暴、残忍の限りを盡しました。

かかる残虐は、世界に悪名高き日本警察史上にも前例のない鬼畜行爲であります。まさに植民地警察の実態であります。本法案を早くも地で行つたもので

あり、生活と自由と權利を守り、吉田政府を打倒し、アメリカ帝國主義者の日本支配に対して闘ひ抜く行動なく、日本の独立と新しい秩序を打立てることはできません。いかなる悪法をつくり出そうとも、金石をもまた貫き通す日本國民のこの運動を屈服することはできるものでは絶対にありません。

かつて、日本の支配者とその一味は、治安の名のもとにあらゆる抑圧法令をつくり、秘密警察、憲兵政治によつて、日本人を卑屈な、非人間的な存在に突き落とし、はげべき侵略戦争にかり立てました。今日、同じ人間が米國反動勢力と一体となり、治安を口にして、日本國土と國民を再び戦争と圧制の中に追い込めんと企てているのであります。昨年七月、特務局長吉河は米國に呼びつけられ、米國の連邦調査局の職務活動の見習いをさせられました。條約発効の日、初代駐日米國大使としてロバート・マーフイー氏が赴任しました。彼は、北アフリカのロールンスという異名をとり、パリ在動當時も、フランスの諜報機関や右翼陣営にまで手を延ばした男である。彼はフランス人を混乱の中に投げ込み、敗戦國民の間に不信と恐怖の念を植えつけた男であるといふのは、世界の政治評論家の言葉であります。この事實は、特審局改め公安調査庁を、米國連邦調査

局のひもつき下請機関とするものであります。

最後に、再び日本國民の名において、平和を求める世界十五億の平和愛好者の名において、本法案の撤回を強く要求して反対討論を終ります。(拍手)

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長(林譲治君) 法案に賛成する者は——でありますよう云々のうち、

——の言葉は不禮当と思ひますから、お取消しを願ひます。——加藤充君、お取消しになりませんか。——加藤君、お取消しになりませんか。——加藤君はお取消しになりませんから、議長はその言葉の取消しを命じます。

猪俣浩三君。

〔猪俣浩三君登壇〕

○猪俣浩三君 私は、日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、原案並びに修正案に反対の意を表します。

基本的人權の擁護と治安の保障とをいかに調和するかは、世界的の悩みであります。これは、片方を重視いたしますならば片方は侵害される。この調和点に対しましては、政治家の最も頭を悩まさないといけない点でござい

ます。その意味におきまして、この治安立法をいたしますには最も用意周到にかななければなりません。

この第一の用意をいたしましては、どうしても治安を維持するために、いわゆる公共の福祉のために、最低限の基本的人權を抑えなければならぬとい

う、そういう輿論を一般に沸き立たせなければなりません。この用意のもとに立案せらるべきものであります。第二は、この法律ができますると、これは政府当局の説明のいかんにかかわらず、法律そのものは生きて、世の中に飛び出します。これを施行いたしまする者は一般の官僚諸君であります。がゆえに、この下部機構の行政官が自由を尊重するという觀念がございませんと、この治安立法は実に入権抑圧の法律と転化するのてございします。(拍手)

そこで、アメリカにも治安立法はございします。国内安全保障法、俗にマツカラン法と称するものがございします。が、これは一九五〇年九月二十二日に國會を通過し、成立いたしましたものでございします。但し、このマツカラン法は、モザイク立法だと称せられます。がごとく、多数の長い間審議未了になりました法案を集大成したものでございします。この一部をなしております。ムント・ニクソン法なるものは、一九四八年の一月にアメリカの下院に提出せられたものであります。これが審議未了になりました。そのまゝ審議を継続されました。これが二年八箇月を経過いたしました。初めて法律となつたのでございします。がゆえに、このマツカラン法は、審議を始めましてからおよそ二年八箇月を経過しているはずであります。

なお、その以前に非米活動委員会なるものがありまして、共產主義活動に對しまして徹底的な調査をいたしました。これが十年間活動いたしておりました。しかのみならず、一九五〇年、このマツカラン法ができるころには、各州からいわゆる共產主義活動取締りに関する法案が提出せられまして、その数が三十八も出たというのであります。かようにいたしまして、しかも一九五〇年九月と申しますならば、朝鮮事変が六月に起つております。かような戦時立法といたしまして、輿論にこたえてこれができ上つたものである。

かような、戦時中、国家非常時に際し、しかも二年八箇月を費して成立いたしましたこの法案に對しまして、時の行政庁の長官でありますトルーマンは、國會に拒否の教書、反対の教書を送つたのであります。その反対の理由の最大なるものは、この法案は共產主義活動をなす者を取締るようになつておるけれども、しかし、これは必ずや善良なる市民、われらの立場に立つ者の自由を剝奪する結果になる危険性があるがゆえに、これは断固として反對するということを、國會に教書として送りました。この行政庁の長官でありますところのトルーマン氏の、自由を守らんとする烈々たる気魄に、われわれは頭が下るのである。

さて、長い間の用意周到のうちに、つくりまわすことが、治安立法をしてその光輝を放たしめるゆえんではないかと考えますが、はたしてしからば、今日の破壊活動防止法案はいかなる用意があつて、しかもこの行政庁の長官初め、その下部の官僚たちが、どういふ氣魄があるでございませうか。アメリカにおきましては、大統領がこの氣魄を持つております。この自由——市民の自由をどこまでも守らなければならぬという氣魄を持つておりますがゆえに、それに見なれまして、この下部機構は、一齊にこの点につましましては注意するでございませう。日本の現状はどうでございませう。過去の官僚が、一人人民に對するいかなる態度をとつて来たか。治安維持法が施行せられてから二十年間、これは世界的に有名な、まづ多くの血の歴史であります。人民弾圧の歴史である。これを取扱ひました官僚どもが、一体どういふふうなわれわれの自由を抑圧して来たか、これは思ひ出して、ぞつとする程度のものである。

しからば、終戦前のこの官僚は、みな改心して、りつぱになつたと、こう言い切ることができましようか。いななしからず、この警察官その他の諸君は、また統々として元氣をとりもどして、この終戦以前の魂をまたひき出しにしておる。その最も明白なる例証は、去る日の早稲田大学の学生殴打事

件である。暴力行動事件であります。いかにも当時の警察官が勇敢に無抵抗の学生の頭をたたき割つたか、驚くべきものがある。(拍手)かような元氣をとりもどして参りました。

しかも、いわゆる内閣総理大臣たる吉田氏は、おそらくこの破壊活動防止法の成立を一日千秋の思いで待つていらつしやる一人だと考える。(拍手)トルーマンとの差異、天地雲泥の差異がある。一体、こういう長官をいいたき、しかも、ただいまの論議をみましても、自由党の諸君が熱心にこれを提案しておる。かような状態から考えますと、この防止法案が生れて、ひとり立ちした際には、いかなる危険性があるか、思い半ばに過ぐるものがあるかと存するのであります。

本案の内容につきましては一番の欠陥は、いわゆる行政処分規定と刑罰規定を同じ法案の中に混濁させておる点でありまして、これがために、法案全体がはなはだ不明確であり、はなはだわかりにくくなつてゐるのであります。私どもは、もし破壊活動団体の規制が必要だといふならば、これは単行法といたしまして、その破壊活動に關係いたしました個人の刑事責任につきましては、刑法の改正にまつべきものであることを主張したのであります。が、いれられない。この一本に、ごつちやまぜになつております。それがために、いろいろの欠点が出て

いるのでありますが、今一つ／＼それを指摘するの煩にたえません。

一体、こういう方法をなぜとつたか、なぜ刑事責任については刑法を改正しなかつたのであらうか、その点については、はなはだ疑問がある。それは、おそらく政府の考えといたしましては、この法案を刑法の改正に持つて行くと、はなはだ都合の悪いことがでる。たとえば、刑法の百十三條、放火の予備罪の処罰の規定を見ますと、放火の予備につきましては二年以下の懲役に処す、なお情状によつてはその刑を免除することが書いてございまして、しかるに、それに政治上の主義、施策を推進し、支持し、または反対する活動が加わると、これが五年以下の懲役及び禁錮に処するということになるのであります。そうすると、これを刑法に並べて書きますと、あまりに明白になつてしまふ。片や政治上の文句が入つて来ると、いきなり二年が五年にはね上る。政治上の主義、施策を推進し、支持し、または反対するところの法案であるということが明白に出て来ますから、これをこまかすために、この法案に書いたのではないかと、思われるのであります。

かような点がありますのみならず、未遂でも、あるいは予備、陰謀でも、特別の必要のありますとき、特に刑法に條文があるのであります。

す。一般的には、未遂、予備、陰謀といふものは処罰しない。しかるに、本案に至りましては、予備、陰謀から未遂、新たに煽動ということまでもつくり出して、これを一切処罰するということに、いわゆるナチスの拡張共同正犯論という、ファッショの政權保持の刑法理論をまねたと思われる思想から、こういう教唆とか、その他補助、こういうものをみな独立犯罪として——刑法においては、これは独立犯罪じやございせん。教唆いたしましたも、教唆された人間が犯罪を犯さないならば、その教唆犯は成立しないのでござい

ます。が、教唆しただけで、教唆された人間が犯罪をいたしましたも、みなこれを独立犯罪として処罰するようにな、こういう規定にいたしました。広く、ある行為につきまして、たくさん網をかけて、みんなふんじばることができるよう規定にしておるのであります。なお本案につきまして最大の欠点は、人権保護の保障がないことである。たとえば、第二條に規制の基準といふのがありますが……

〔発言する者多し〕

○議長(林譲治君) 静粛に願います。

○議員(林譲治君) 静粛に願います。さうな規制の基準に反しました処罰に對して、すなわち職權濫用に對して、いかなる保障があるかと申しますと、何も書いてない。そして、この第二條のごときは訓

示規定でありまして、これに違反いたしましたも処罰のしようがない。刑法に職權濫用罪があると申しますけれども、あれは個別的な犯罪でありまして、昨今の早稲田大学の殴打事件のように、一人の指揮官によつて集团的に破壊活動をやつた警察官に對しては何らの規定がないということに相なるのであります。(拍手)

かようにして、人民の破壊活動に對してはその団体を規制することを規定してあるにかかわらず、職權濫用に對しては破壊活動をやりましたという集團に對しましては何らの規定もなく、それに対しては保障がないといふことでありまして、実に職權濫用の危険が生れると存するのであります。かような意味におきまして、私どもはこれに反対しなければならぬ。

支那の古い言葉に、法匪という言葉があります。法律によりまして、いわゆる人民を抑えつける、支配階級の政權を保持するために、やたらに法律をつくつて人民を抑えつける、こういうものを、人民の側から、法律上の匪賊だといふことで、法匪という言葉で呼んでゐる。さすが文字の國でありますから、まことに適切な言葉だと思ひますが、かういふように輿論がみな反對しておる。公聴会において、どういふ現状であつたか。十八人の公聴人のうち、賛成したと思われる者はたつた一人だ。しかも、その人は、特務局に協力して、この法案をつくることについていろいろ相談にあつた人だ。その五人は修正意見であり、他の十二人は全部反對であります。しかも、労働組合を初めとして、あるいは日本學術會議、あるいは日本文藝懇話會、あるいは新聞協會、その他二十有余の文化團體が、ことごとくこれに反對いたしております。こういう際に、諸君が多数を頼みまして、こういう法案をつくり出しますならば、これは支那の言葉にありますが、法匪といふことになる。

どうぞ自由党及び現政府は、法匪といふやうなそりから免れるために、これには反對していただきたいと存じます。(拍手)

○議長(林譲治君) これにて討論は終局いたしました。

採決につき一言いたします。まず破壊活動防止法案につき採決し、次に公安調査庁設置法案及び公安審査委員會設置法案の両案を一括して採決いたします。これより採決に入ります。まず破壊活動防止法案に對する中村又一君外二名提出の修正案につき採決いたします。中村又一君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立小數。よつて修正案は否決されました。次に破壊活動防止法案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつ

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議録第四十二号 破壊活動防止法案外二件

七九六

て行います。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。」

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(林護治君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(林護治君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

〔事務局長朗読〕

投票総数 二百九十七

可とする者(白票) 百九十四

〔拍手〕

否とする者(青票) 百三

〔拍手〕

○議長(林護治君) 右の結果、破壊活動防止法案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

〔参照〕

破壊活動防止法案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

阿左美廣治君 逢澤 寛君
足立 篤郎君 安部 俊吾君
青木 孝義君 青木 正君
青柳 一郎君 淺香 忠雄君
淺利 三朗君 天野 公義君

新井 京太君 有田 二郎君
井手 光治君 飯塚 定輔君
池田正之輔君 池見 茂隆君
石田 博英君 石原 圓吉君
石原 登君 稲田 直道君
今村 忠助君 今村長太郎君
岩本 信行君 宇田 恒君
宇野秀次郎君 内海 安吉君
江崎 眞澄君 江田斗米吉君
江花 靜君 小笠原八十美君
小川原政信君 小澤佐重喜君
小高 憲郎君 小淵 光平君
尾崎 末吉君 尾関 義一君
越智 茂君 大石 武一君
大泉 寛三君 大上 司君
大西 順夫君 大野 伴陸君
大橋 武夫君 岡延右門君
岡崎 勝男君 岡田 五郎君
岡西 明貞君 岡野 清豪君
岡村利右衛門君 奥村又十郎君
押谷 富三君 加藤隆太郎君
鹿野 彦吉君 角田 幸吉君
甲木 保君 門脇勝太郎君
上林山榮吉君 川村善八郎君
川本 末治君 河原伊三郎君
菅家 喜六君 木村 公平君
菊池 義郎君 北川 定務君
北澤 直吉君 金原 舜二君
倉石 忠雄君 栗山長次郎君
黒澤富次郎君 小金 夢照君
小平 久雄君 小西 寅松君
小山 長規君 近藤 鶴代君
佐久間 徹君 佐々木盛雄君

佐藤 昌三君 佐藤 榮作君
佐藤 重遠君 佐藤 親弘君
坂田 英一君 坂本 實君
清水 逸平君 篠田 弘作君
島田 末信君 島村 一郎君
首藤 新八君 庄司 一郎君
周東 英雄君 鈴木 明良君
鈴木 善幸君 關内 正一君
關谷 勝利君 千賀 康治君
田口長治郎君 田嶋 好文君
田中伊三次君 田中 角榮君
田中 啓一君 田中 重彌君
田中 彰治君 田中 元君
田中 不破三君 田中 萬逸君
田中 豊君 多武良哲三君
高木 章君 高木 松吉君
高塩 三郎君 高田 弥市君
高橋 英吉君 高橋 權六君
高間 松吉君 竹尾 式君
橋 直治君 玉置 信一君
玉置 實君 塚田十一郎君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
圓谷 光衛君 坪内 八郎君
坪川 信三君 寺島隆太郎君
苦米地英俊君 奈良 治二君
内藤 隆君 中野 武雄君
中村 清君 中村 幸八君
仲内 憲治君 永井 要造君
永田 節君 長野 長廣君
夏堀源三郎君 二階堂 進君
西村 英一君 西村 直己君
西村 久之君 野村專太郎君
橋本 龍伍君 花村 四郎君

原 健三郎君 原田 雪松君
平井 義一君 平澤 長吉君
平島 良一君 廣川 弘禪君
福井 勇君 福田 篤泰君
福田 一君 福永 一臣君
福永 健司君 藤井 平治君
淵上房太郎君 船越 弘君
古島 義英君 降旗 徳弥君
保利 茂君 星島 二郎君
堀川 恭平君 本多 市郎君
本間 俊一君 眞鍋 勝君
牧野 寛策君 増田甲子七君
益谷 秀次君 松井 豊吉君
松浦 東介君 松本 弘君
松田 鐵藏君 松本 一郎君
松本 善壽君 丸山 直友君
三池 信尹 三浦寅之助君
水谷 昇君 南 好雄君
宮崎 靖君 宮原幸三郎君
守島 伍郎君 森 幸太郎君
八木 一郎君 山口 好一君
山口六郎次君 山口 猛君
山村新治郎君 山本 久雄君
吉田吉太郎君 吉武 惠市君
龍野喜一郎君 若林 義孝君
渡邊 良夫君 亘 四郎君

小松 勇次君 笹森 順造君
笹山茂太郎君 椎瀬 三郎君
清藤 唯七君 園田 直君
床次 健二君 中村 寅太郎君
橋本 金一君 島山 重勇君
早川 崇君 原 彪君
平川 篤雄君 藤田 義光君
船田 亨二君 増田 連也君
松谷天光君 三木 武夫君
村瀬 宣親君 森山 欽司君
山本 利壽君 吉田 安君
早瀬田清右エ門君 淺沼稻次郎君
井上 良二君 石井 繁九君
石川金次郎君 今澄 勇君
受田 新吉君 大矢 省三君
岡 良一君 加藤 鯨造君
川島 金次君 熊本 虎三君
佐竹 新市君 鈴木 義男君
田万 廣文君 堤 ツルヨ君
戸叶 里子君 土井 直作君
西村 榮一君 前田榮之助君
前田 種男君 松井 政吉君
松尾トシ子君 松岡 駒吉君
松本 七郎君 三宅 正一君
水谷長三郎君 門司 亮君
山口シヅエ君 井之口政雄君
池田 峯雄君 江崎 一治君
加藤 充君 風早八十二君
柄澤やぶ子君 菊田アサノ君
木村 榮君 田島 ひで君
田代 文久君 田中 義平君
高田 富之君 竹村宗良一君
立花 敏男君 中西伊之助君

梨木作次郎君 林 百郎君
 深澤 義守君 山口 武秀君
 横田甚太郎君 米原 親君
 渡部 義通君 足鹿 覺君
 青野 武一君 猪俣 浩三君
 稻村 順三君 上林與市郎君
 久保田鶴松君 鈴木茂三郎君
 田中織之進君 成田 知巳君
 八百板 正君 石野 久男君
 岡田 春夫君 黒田 壽男君
 中原 健次君 小平 忠君
 寺崎 覺君 小林 進君
 佐竹 晴記君

○議長(林讓治君) 次に公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長(報告はいずれも修正であり)の委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林讓治君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

出席閣僚大臣

法務総裁 木村篤太郎君
 農林大臣 廣川 弘禪君
 郵政大臣 佐藤 榮作君
 電気通信大臣 佐藤 榮作君
 労働大臣 吉武 恵市君
 厚生大臣 吉武 恵市君

國務大臣 岡野 清豪君
 國務大臣 周東 英雄君
 出席政府委員
 地方自治政務次官 藤野 繁雄君
 法務府法制意 高辻 正巳君
 第一局長
 法務府特別 吉河 光貞君
 審査局長
 法務府特別 関 之君
 審査局長次長

朗読を省略した報告
 一、去る十三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
 當せん金附託票法の一部を改正する法律

一、去る十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認し。
 厚生省公衆衛生 楠本 正康
 局環境衛生部長
 海上保安庁次長 三田 一也
 特許庁総務部長 松永 幹
 行政官理庁 柳下 昌男
 監察部長

一、昨十四日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
 資源調査会 大野 敦雄
 事務局長
 一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十二日議長において承認した大山降及び去る十三日承認した楠本正康外一名(松永幹、柳下昌男を除く)を昨十四日それぞれ政府委員に任命した旨、また去る十三日(厚生省公衆衛生局長)山口正義の政府委員を免じた通知を受領した。

一、去る十三日郵政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 飯塚 定輔君(理事飯塚定輔君去る五月九日委員辭任につきその補欠)
 理事 山本 久雄君(理事山本久雄君去る四月二十二日委員辭任につきその補欠)
 理事 小野 孝君(理事小野孝君去る二月二十七日委員辭任につきその補欠)

理事 受田 新吉君(理事受田新吉君去る四月二十二日委員辭任につきその補欠)
 一、去る十三日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員
 飯塚 定輔君 松岡 駒吉君
 高田富之君
 農林委員
 竹村奈良一君
 水産委員
 寺本 齋君 木村 榮君
 郵政委員
 井上 知治君 西村 直己君
 推熊 三郎君
 電気通信委員
 三木 武夫君
 建設委員
 前田榮之助君 池田 峯雄君
 予算委員
 野原 正勝君 今井 耕君
 米原 親君 田中織之進君

議院運営委員 成田 知巳君
 懲罰委員
 有田 二郎君 田淵 光一君
 山本 久雄君 木村 榮君

一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
 内閣委員
 井上 知治君 前田榮之助君
 木村 榮君 池田 峯雄君
 農林委員
 池田 峯雄君
 水産委員
 田淵 光一君 高田 富之君
 郵政委員
 飯塚 定輔君 山本 久雄君
 三木 武夫君
 電気通信委員
 推熊 三郎君
 建設委員
 松岡 駒吉君 竹村奈良一君
 予算委員
 有田 二郎君 山手 満男君
 木村 榮君 成田 知巳君
 議院運営委員
 田中織之進君
 懲罰委員
 野原 正勝君 寺本 齋君
 西村 直己君 米原 親君
 一、昨十四日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 金子與重郎君(理事金子與重郎君去る四月二十六日委員辭任につきその補欠)
 一、昨十四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員
 前田榮之助君 今野 武雄君
 大蔵委員
 井出 太郎君
 厚生委員
 坂口 主税君
 農林委員
 金子與重郎君 池田 峯雄君
 水産委員
 高田 富之君
 郵政委員
 石原 登君 降旗 徳弥君
 電気通信委員
 犬養 健君 大西 弘君
 成田 知巳君 稻葉 修君
 労働委員
 松岡 駒吉君 竹村奈良一君
 建設委員
 一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
 松岡 駒吉君
 大蔵委員
 高田 富之君
 文部委員
 稻葉 修君
 厚生委員
 金子與重郎君
 農林委員
 坂口 主税君 竹村奈良一君
 水産委員
 今野 武雄君

理事 岡 良一君(理事岡良一君去る四月二十五日委員辭任につきその補欠)

労働委員会
 理事 前田 種男君(理事前田種男君去る二日委員辭任につきその補欠)

一、昨十四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員
 前田榮之助君
 大蔵委員
 今野 武雄君
 文部委員
 井出 太郎君
 厚生委員
 坂口 主税君
 農林委員
 金子與重郎君 池田 峯雄君
 水産委員
 高田 富之君
 郵政委員
 石原 登君 降旗 徳弥君
 電気通信委員
 犬養 健君 大西 弘君
 成田 知巳君 稻葉 修君
 労働委員
 松岡 駒吉君 竹村奈良一君
 建設委員
 一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
 松岡 駒吉君
 大蔵委員
 高田 富之君
 文部委員
 稻葉 修君
 厚生委員
 金子與重郎君
 農林委員
 坂口 主税君 竹村奈良一君
 水産委員
 今野 武雄君

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議録第四十二号 議長の報告

郵政委員

大妻 健君 大西 弘君

電気通信委員

石原 登君 降旗 徳弥君

労働委員

井出一太郎君

建設委員

前田榮之助君 池田 峯雄君

一、常任委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、去る十三日議長はこれを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
国家行政組織法の一部を改正する法律案その他行政機構改革諸法案

一、意見を聞く問題

今回の行政機構改革について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め。

昭和二十七年五月十二日

内閣委員長 八木 一郎

衆議院議長林義治殿

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
日本電信電話公社法案(内閣提出第二二二二号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二四号)

一、意見を聞く問題
日本電信電話公社法案及び国際

電信電話株式会社法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め。

昭和二十七年五月十日

電気通信委員長 田中 重彌

衆議院議長林義治殿

一、去る十三日常任委員長から次の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案
国家行政組織法の一部を改正する法律案その他行政機構改革諸法案

一、意見を聞く問題

今回の行政機構改革について
一、公聴会の日時
昭和二十七年五月十九日 午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十七年五月十三日

内閣委員長 八木 一郎

衆議院議長林義治殿

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案
日本電信電話公社法案(内閣提出第二二二二号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二四号)

一、意見を聞く問題

日本電信電話公社法案及び国際電信電話株式会社法案について
一、公聴会の日時
昭和二十七年五月二十日 午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十七年五月十三日

電気通信委員長 田中 重彌

衆議院議長林義治殿

一、去る十三日内閣から提出した條約は次の通りである。
国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件
千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、鑑定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する鑑定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件

一、去る十三日議員から提出した議案は次の通りである。

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出)
一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
農林省設置法等の一部を改正する法律案

一、去る十三日委員会に付託された條約は次の通りである。

国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件(條約第一二二号)
千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、鑑定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する鑑定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件(條約第二二二号)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三八号)

内閣委員会 付託

保安庁職員給與法案(内閣提出第二二八号)
人事委員会 付託
集團示威運動等の秩序保持に関する法律案(内閣提出第二三六号)

地方行政委員会 付託

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出、衆議院第四一四号)
農林委員会 付託
一、去る十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
道路交通取締法の一部を改正する法律案
一、去る十三日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
当せん金附託票法の一部を改正する法律案

一、昨十四日内閣から提出した條約は次の通りである。

中華民國との平和条約の締結について承認を求めるの件
一、昨十四日議員から提出した議案は次の通りである。
五大市を特別市に指定する法律案(田中伊三次君外八名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(田中伊三次君外八名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(田中伊三次君外八名提出)
五大市を特別市に指定する法律案(松澤兼人君外七名提出)
地方自治法の一部を改正する法律案(松澤兼人君外七名提出)

一、昨十四日委員会に付託された條約は次の通りである。

中華民國との平和条約の締結について承認を求めるの件(條約第一三三三号)
一、昨十四日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
公益事業令の一部を改正する法律案

外務委員会 付託

一、昨十四日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、去る十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
米機による損害補償等に関する質問主意書(並木芳雄君提出)
田鉄五日市線のディーゼルカーに関する質問主意書(並木芳雄君提出)

衆議院會議録第四十号中正誤

頁 段 行	誤	正
七五 二 末	突発事	突発事件
七五 三 〃	佐瀬委員	佐瀬議員
七五 三 六	ます「外資	ます外資
七五 三 九	「外資	外資
七五 一 一	消費電力	消費電力

衆議院會議録第四十一号中正誤

頁 段 行	誤	正
七五 三 末	幹雄君	幹雄の各君
七五 二 二	総けて	統けて

昭和二十七年五月十五日 衆議院會議録第四十二号

八〇〇

昭和二十五年第三版郵便物認可

東京郵政区市谷本村一五